

浅 口 市

津 波 避 難 誘 導 計 画

平成 21 年 3 月

浅 口 市

目 次

第1章 総 則	1
1 目的.....	1
2 用語の意味.....	1
3 計画の修正.....	1
第2章 職員の初動体制.....	2
1 緊急初動体制.....	2
2 配備体制.....	2
3 動員及び参集.....	3
第3章 津波情報等の収集・伝達.....	4
1 津波予報・津波情報等の収集.....	4
2 津波情報.....	4
3 津波予報・津波情報等の伝達系統と伝達手段.....	5
4 津波予報・津波情報等の伝達・周知.....	6
5 海面監視・被害情報の収集体制.....	6
第4章 避難準備情報・勧告・指示の発令.....	7
1 避難準備情報の発令.....	7
2 避難勧告・指示の発令.....	7
3 避難準備情報・避難勧告・避難指示の内容.....	8
4 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令手順.....	8
5 避難準備情報・避難勧告・避難指示の伝達方法.....	8
6 避難勧告・指示の解除.....	8
第5章 防潮水門等の閉鎖措置.....	9
1 管理体制.....	9
2 闭鎖措置.....	10
第6章 避難誘導計画.....	11
1 避難対象地域.....	11
2 避難場所.....	12
3 避難路.....	13
4 避難経路.....	15
5 避難方法.....	15
6 通行止め措置.....	15

第7章 災害時要援護者の避難対策.....	16
1 災害時要援護者の避難対策	16
2 観光客、観光船、海水浴客、釣り客等の避難対策	17
第8章 漁港・干拓地・河川周辺の避難対策.....	18
1 漁港.....	18
2 干拓地.....	18
3 河川.....	18
第9章 津波対策の教育・啓発.....	19
第10章 津波避難訓練の実施.....	20
1 実施訓練の目的、体制	20
2 訓練の内容	20
参考	21
1 地震の想定	21
2 南海トラフの地震の被害想定	21
3 南海トラフの地震の津波予測	22

第1章 総則

1 目的

この計画は、津波が発生した直後から津波が収束するまでの間、及び地震発生による津波のおそれがないことが確認されるまでの間、住民等の生命及び身体の安全を確保するため定める。

2 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

用語	用語の定義等
津波浸水予想地域	津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水地域や被害想定調査等による津波の浸水地域等に基づき定める。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想地域よりも広い範囲で指定する。
避 難 路	避難する場合の経路で、市が指定する。
避 難 経 路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。
避 難 場 所	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所(施設)をいう。市が指定するもので、情報機器、非常食糧、毛布等が整備されていることが望ましい。
二次避難場所	上記の避難場所で避難者全員を収容することができない場合に、近隣地域において開設される避難場所のこと。

3 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第2章 職員の初動体制

1 緊急初動体制

市職員は、勤務時間外に登庁の指示を受けたときは、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。また、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合、相当規模の災害発生のおそれのある情報を察知した場合は、所属の長と連絡の上、又は、自らの判断により参集する。

初動体制の所管課員は、一般職員に先行して自主的に参集するように努め、各配備体制のもとで招集される職員が参集し、ある程度体制が整うまでの対応を円滑にできるようとする。

なお、自主参集の基準は次のとおり定める。

震度4以上又は津波予報（注意報・警報）の場合	警戒体制に指定されている職員は、自主参集する。
震度5弱以上又は大津波警報の場合	非常体制に指定されている職員は、自主参集する。

2 配備体制

津波災害対策のための配備体制は「浅口市地域防災計画」第3編「震災対策編」第2章「災害応急対策計画」第1節「応急活動体制計画」による。なお、配備内容は次のとおりである。

（1）警戒体制

配備基準

配 備 基 準	本 庁	金 光	寄 島
震度4以上の地震が発生したとき。【自動配備】	○	○	○
津波予報（注意報、警報）が発表されたとき。【自動配備】	○	○	○
各支所より警戒体制をとった旨の通知があったとき。	○	(○)	(○)
その他、大規模な災害が発生又は切迫し、市長が必要と認めたとき。	○	○	○

配備内容

	配 備 人 員
市役所本庁	警戒体制時においては、次の配備をとるものとする。 <ul style="list-style-type: none">・総合調整班<ul style="list-style-type: none">(班長) 企画財政部長(要員) 次長職以上の職員、浅口市消防団長・総括班<ul style="list-style-type: none">(班長) 総務課長(要員) 建設業務課長、建設課長、産業振興課長及び課長補佐職以上の職員のうち、市長が指名する者(班員) 総務課、建設業務課、建設課、産業振興課職員のうち、各課長が指名する者・警戒体制班<ul style="list-style-type: none">あらかじめ定める防災体制一覧表による職員
金光総合支所	<ul style="list-style-type: none">・あらかじめ定める防災体制一覧表による職員・消防団金光方面団長
寄島総合支所	<ul style="list-style-type: none">・あらかじめ定める防災体制一覧表による職員・消防団寄島方面団長

(2) 非常体制

津波災害対策のための非常体制配備基準は「浅口市災害対策本部規程」に掲げるとおりとする。

〔浅口市災害対策本部の設置基準〕

- ア 市内全域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- イ 局地的な災害であっても被害が甚大であり、本庁－支所間又は支所同士の応援協力が不可欠であるとき。
- ウ その他の状況により、市長が必要と認めるとき。

3 勤員及び参集

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発令された場合の、市職員の勤員及び参集体制は、「浅口市地域防災計画」第2編「風水害等対策編」第2章「災害応急対策計画」第1節「応急活動体制計画」に定めるとおりとする。

第3章 津波情報等の収集・伝達

1 津波予報・津波情報等の収集

市は、市内において震度4以上の地震が発生し、あるいは岡山県沿岸に津波予報（注意報、警報）が発表されたときに、警戒体制をとり、津波情報を収集する。

2 津波情報

津波情報とは、地震が原因で津波による災害が予想されるとき、気象庁、大阪管区気象台が発表するものである。

（1）予報・情報の種類

予報・情報の種類	内 容
津波予報	津波の発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報（大津波、津波）又は津波注意報（津波注意）を発表（下表（2））
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表

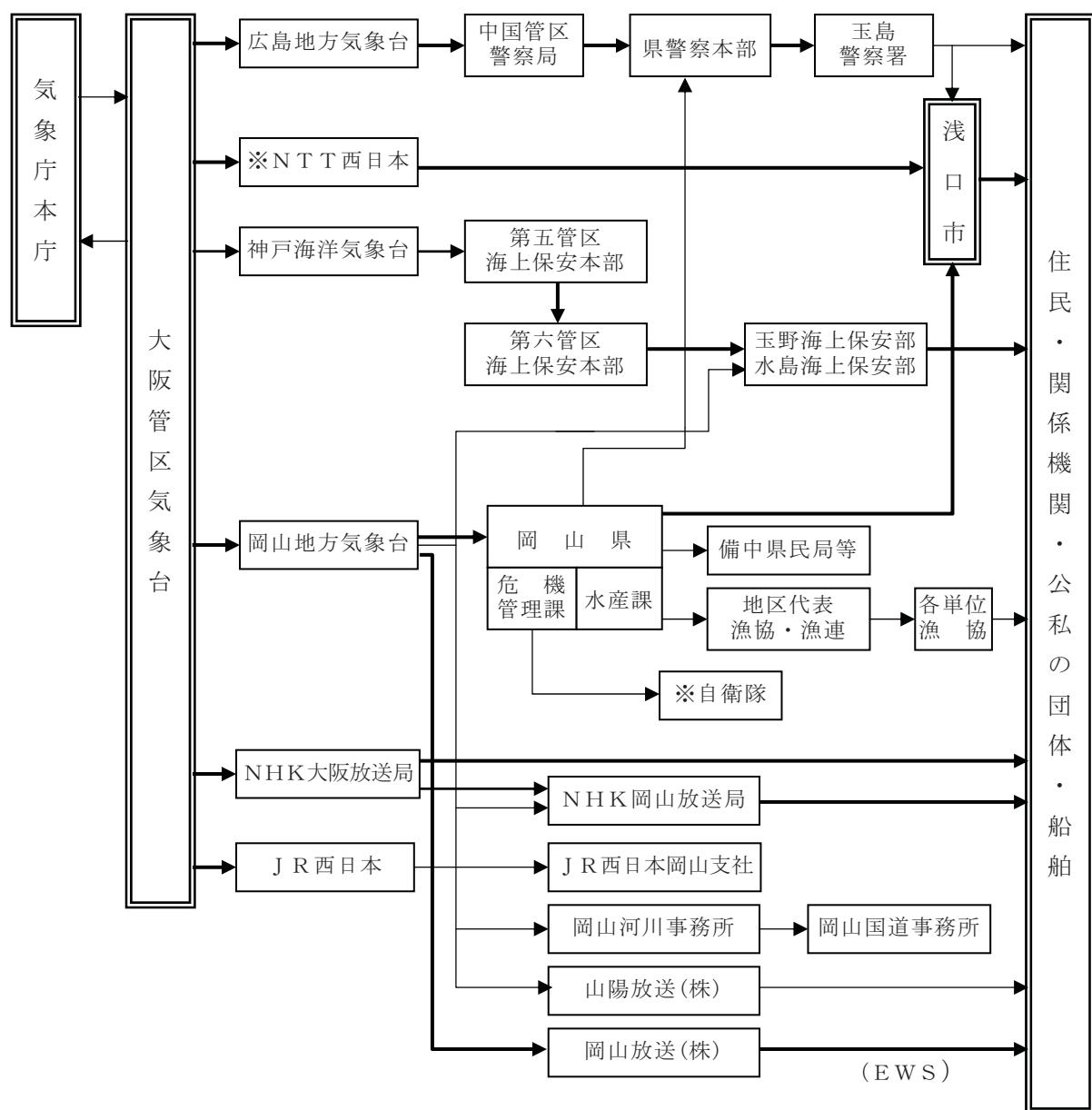
（2）津波注意報・津波警報の種類

津波注意報・警報の種類	解 説	発表される津波の高さ
津 波 警 報	大 津 波 高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m、4 m、6 m、8 m、10m以上
	津 波 高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m、2 m
津波注意報	津波注意 高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

3 津波予報・津波情報等の伝達系統と伝達手段

気象庁が発表した津波予報、津波情報等は、下記の伝達系統図により、直ちに住民等に伝達される。

津波注意報・津波警報の伝達系統図



(注) ア ※印は、津波警報及び警報の解除のみ伝達する。

イ (EWS) : 津波警報を緊急警報放送システムにより放送するものである。

ウ 太線は、法定等による伝達ルートを、細線はサブルート等を示す。

4 津波予報・津波情報等の伝達・周知

市は、津波予報や津波情報、海上保安庁などによる海面監視の情報等について、下記に示す方法により、住民及び海岸付近に滞在する観光客や釣り客等に対して迅速かつ正確に伝達・周知する。

伝達手段	伝達対象	伝達内容	実施担当
防災行政無線 (同報系)	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 海面監視の状況 避難勧告・指示の内容	寄島総合支所 市民生活課
広報車 消防車	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 海面監視の状況 避難勧告・指示の内容	寄島総合支所 市民生活課 玉島警察署 笠岡地区消防組合 浅口市消防団

市は、津波に関する情報を伝達するに当たり、次の事項にも配慮する。

- ア 津波に関する情報が、地域住民等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
- イ 地震が発生した場合、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。
- ウ 船舶に対する津波警報等の伝達
- エ 船舶、漁船等の固定、港外退避など
- オ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

5 海面監視・被害情報の収集体制

市は、津波発生の危険性がある場合は、消防機関、消防団と協力し、海面監視による津波監視を行う。海面監視等による情報収集は、高台等の安全な場所の監視地点から、消防団等が目視等により行う。異常を覚知した場合は、次に定めるところにより伝達する。

海面監視地点	実施責任者（機関）	連絡手段	伝達先
青佐地区海岸			
三郎・寄島新開地区海岸			
早崎～東安倉地区海岸	浅口市消防団 寄島方面団	防災行政無線、 一般加入電話等	寄島総合支所 市民生活課 (0865) 54-5111

第4章 避難準備情報・勧告・指示の発令

1 避難準備情報の発令

市は、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、災害の発生する可能性が高まった状況にある場合において、避難準備情報を発令する。避難準備情報の発令基準及び住民に求める行動は次のとおりとする。

発令の基準	住民に求める行動
津波注意報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none">・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。・避難支援者は支援行動を開始する。・前記以外の者は、避難準備を開始する。

2 避難勧告・指示の発令

(1) 避難勧告・避難指示の発令基準および住民に求める行動

区分	発令時の基準	住民に求める行動
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">・津波警報が発表されたとき。・津波監視により異常を認めたとき。・「震度4」の地震を感じたとき。・弱い地震であっても長い時間ゆっくりした揺れを感じた場合で、かつ必要と認めるとき。・法令（気象業務法施行令第8条）の規程により市長が自ら津波警報を発令したとき。	<ul style="list-style-type: none">・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none">・大津波警報が発表されたとき。・避難勧告の発令後、災害が発生する可能性が明らかに高まったとき。・「震度5弱」以上の地震が発生したとき。	<ul style="list-style-type: none">・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了する。・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

3 避難準備情報・避難勧告・避難指示の内容

市は、避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令する場合は、可能な限り次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難路
- オ 避難時の服装、携行品
- カ 避難行動における注意事項

4 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令手順

避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令及び解除は、市長が基準に該当する事態を認知したのち直ちに行う。市長が不在あるいは市長に連絡がとれない場合は、副市長、教育長の順位でこれを代行する。

5 避難準備情報・避難勧告・避難指示の伝達方法

- ア 避難準備情報・避難勧告・避難指示は、本計画第3章「津波情報等の収集・伝達」に定めるところによるほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。
- イ 避難指示の発令・周知に当たっては、防災行政無線（同報系）の放送において、市長が自ら避難を呼びかけるなどの方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。
- ウ 防災行政無線（同報系）での伝達の際、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送するなど、住民に注目させる工夫が必要である。
- エ 市長は、避難勧告や避難指示を行ったときは、放送事業者に情報伝達を行う。

6 避難勧告・指示の解除

- ア 津波警報が解除された場合
- イ 法令の規程により市長が発令した津波警報を解除した場合

第5章 防潮水門等の閉鎖措置

1 管理体制

津波予報が発表された場合には、防潮水門、陸閘等を閉鎖しなければならない。

寄島地域には17箇所の水門、32箇所の陸閘があり平時は寄島総合支所産業建設課が管理している。

これらは、主に高潮対策として設置されたものであり、高潮災害時には寄島総合支所産業建設課員が閉鎖・開閉を担当しているが、津波時に全ての水門、陸閘を閉鎖することは困難である。

今後、消防団・地域住民（自主防災組織等）と協議を行い迅速な閉鎖が行われるよう管理体制を明らかにし、日頃から操作手順の確認を行うことによって、操作の確実性を確保する。

寄島地区水門一覧

地区名	名 称	場 所
東安倉	大谷川水門	大谷川
	東安倉漁港東水門	東安倉漁港船揚場
	東安倉漁港西水門	東安倉漁港内西
	新鳴滝水門	鳴滝川
	鳴滝水門	川崎商会南
中安倉	中安倉漁港東水門	中安倉旧漁協前
	中安倉漁港中水門	漁八前
	中安倉漁港西水門	漁協給油所前
西安倉	川本川水門	西安倉グラウンド西
	西安倉漁港水門	カキ工場前
国頭	国頭東水門	国頭公園
	国頭中水門	国頭遊園地東
	国頭イナ池東水門	村上精工南
	国頭水門	イナ池
	国頭西水門	寄島交番西
早崎	早崎水門	早崎川
青佐	青佐水門	青佐海岸

2 閉鎖措置

(1) 水門等の操作

水門の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、その操作の万全を期する。

(2) 閉鎖後の措置

市は、防潮水門、陸閘等の閉鎖後に安全に避難できることを確認し、避難が困難な場合は、閉鎖措置の自動化、遠隔操作化等の必要な措置をとる。

第6章 避難誘導計画

1 避難対象地域

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。

避難対象地域は、東南海・南海地震が同時発生した場合（マグニチュード 8.6）を想定して岡山県が作成した津波浸水予測図をもとに、浅口市都市計画図の地形データ等を加えて設定した。

避難対象地域一覧

避難対象地域 (地区名)	世帯数	人口	避難場所
東安倉	393	1,029	寄島東体育館・寄島ふれあいセンター 竜南保育園・寄島東公民館
中安倉	286	743	〃
西安倉	165	428	〃
国頭	222	568	寄島武道場・寄島コミュニティセンター
早崎	231	609	〃
大浦	72	238	〃
片本	113	320	〃
中新開	152	416	〃
青佐	181	501	〃
寄島新開 (学生寮含む)	154	208	〃
三郎	56	169	〃
計	2,025	5,229	

(H. 20. 7. 1 住民基本台帳)

2 避難場所

避難対象地域の範囲を勘案し、浸水のおそれのない寄島コミュニティーセンター・寄島武道場・竜南保育園・寄島ふれあいセンター・寄島東公民館・寄島東体育館を津波避難場所に設定した。

浅口市地域防災計画で避難場所として定めている寄島小学校・寄島中学校・寄島西保育園・寄島幼稚園・寄島公民館・ふれあい交流館サンパレア・寄島老人福祉センター・寄島B & G 海洋センタ一体育館については、津波による浸水が予測され、津波避難場所として利用できないため設定していない。

なお、寄島地区の避難場所で避難者全員を収容することができない場合の二次避難場所として鴨方地区の六条院小学校、金光地区の金光吉備小学校を設定した。

避難場所一覧

名 称	住 所	電話番号	構 造	建築年月日
寄島コミュニティーセンター	寄島町 7703 番地	54-3809	木 造	H12
寄島武道場	寄島町 7676 番地		鉄筋外	S42. 3
竜南保育園	寄島町 3203 番地 1	54-2601	鉄骨平屋	H7. 4. 18
寄島ふれあいセンター	寄島町 3207 番地 1	54-5252	鉄筋外	S47. 12
寄島東公民館	寄島町 3203 番地 1	54-5656	鉄筋外	H8. 3. 25
寄島東体育館	寄島町 3202 番地		鉄筋外	S56. 3

名 称	屋内有効面積 (m ²)	屋内収容者数* (人)	屋外収容者数** (人)	合計 (人)
寄島コミュニティーセンター	90	54	300	354
寄島武道場	685	415	1, 000	1, 415
竜南保育園	341	206	—	206
寄島ふれあいセンター	307	186	—	186
寄島東公民館	345	209	1, 000	1, 209
寄島東体育館	655	396	100	496
合計	2, 423	1, 466	2, 400	3, 866

* 屋内収容者数は、有効面積に対し、3.3 m²を2人で使用することを前提として算定した。

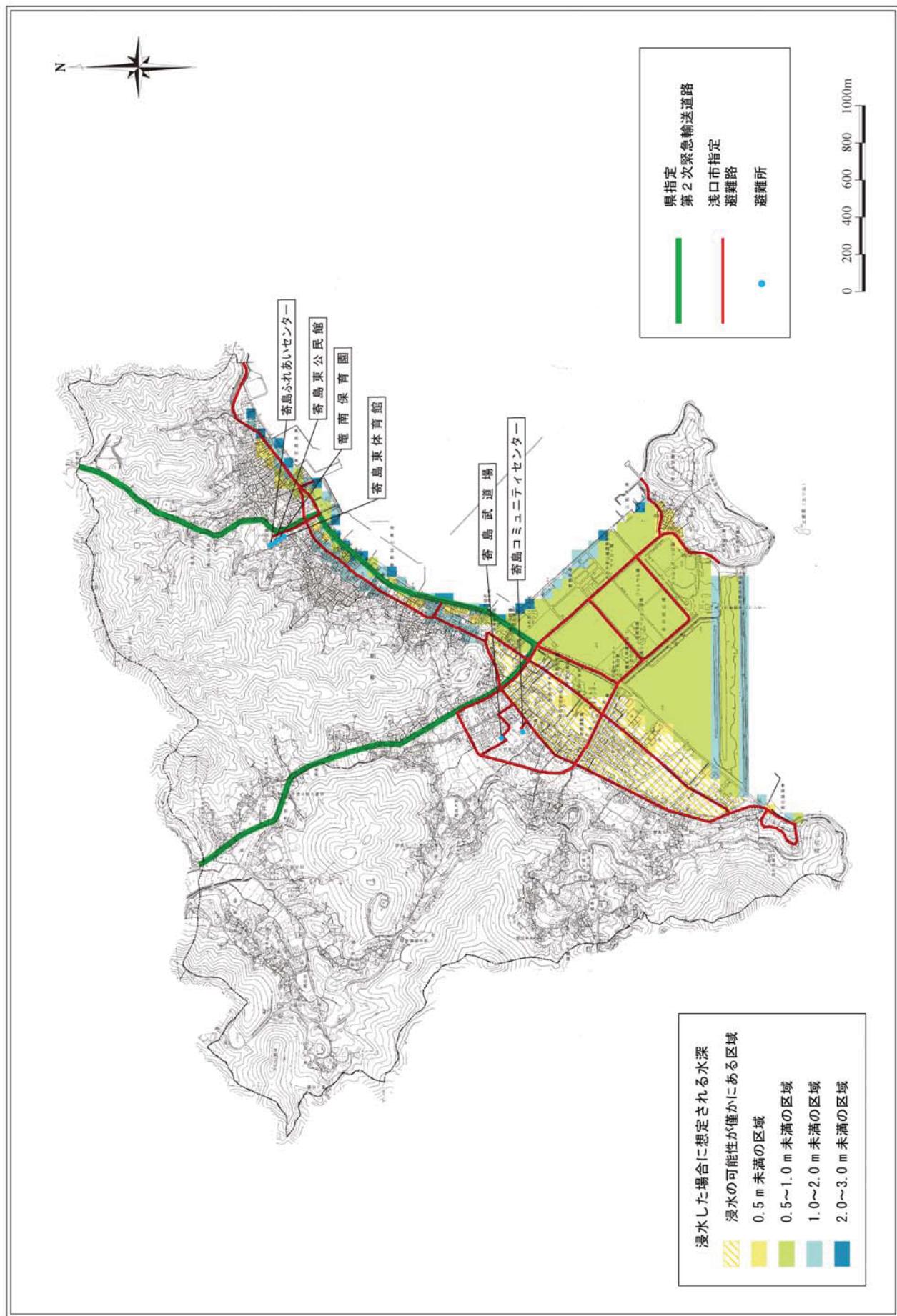
**屋外収容者数は浅口市地域防災計画のデータを使用した。

3 避難路

避難対象地域から避難場所までの避難路を、次のような考えに基づき設定した。

- ア 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないとすること。
- イ 避難者数など（観光客などを含む）を考慮して、幅員が広いこと。
- ウ 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- エ 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- オ 電柱などの倒壊物、窓ガラス、看板等の落下物による危険が少ないとすること。
- カ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないこと。

浅口市 避難路図



4 避難経路

避難経路については、自主防災組織、住民等が設定するものとする。

避難経路の設定に当たっては、市はワークショップを開催し、自主防災組織及び住民等の活動に協力する。

5 避難方法

原則として徒歩で避難する。但し、高齢者等の徒歩での避難が困難な場合はこの限りではない。

6 通行止め措置

市は、津波の襲来により危険度が高いと予想される県道倉敷長浜笠岡線について、岡山県及び玉島警察署と協力し車両の通行止め措置を行うとともに、事前の周知徹底を図るものとする。

第7章 災害時要援護者の避難対策

1 災害時要援護者の避難対策

市は、津波発生時において、自らの行動等に制約のある災害時要援護者が円滑な避難ができるよう現状把握に努めるとともに、環境整備や啓発等を実施する。

(1) 環境整備

市は、避難場所、避難路等の指定に当たっては、地域の災害時要援護者の実情を踏まえ、安全性や利便性に配慮した案内板の設置等の環境整備に努める。

(2) 情報伝達

津波予報、避難勧告等の住民等への伝達手段は、防災行政無線（同報系）、サイレン等の音声伝達が主体となっている。そのため、市は、情報の伝わりにくい災害時要援護者に対しては、近隣者による支援体制の確立を目指す。

(3) 社会福祉施設等の避難対策

市は、高齢者が入居する社会福祉施設等においては、施設管理者等に対し、施設利用者の安全を確保するための体制整備や施設整備について指導する。

(4) 在宅者への対策

ア 市は、あらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人等の避難に当たり、他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の現状を把握し、消防団や自主防災組織、事務所等の防災組織の整備を通じて、地域全体で避難誘導、情報伝達、救助等の体制を整備する。

イ 津波発生のおそれにより、市長から避難勧告又は避難指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として、本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

(5) 啓発

市は、災害時要援護者やその家族に対し、防災パンフレット等の配布や、地域の防災訓練への参加等について積極的に呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発する。

2 観光客、観光船、海水浴客、釣り客等の避難対策

市は、観光協会等の関係団体と共同して、観光客、観光船、海水浴客、釣り客等への避難対策を実施する。

(1) 情報伝達

- ア 観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、施設管理者への防災行政無線（同報系）の個別受信機の設置等により伝達手段を確保する。
- イ 利用客への情報伝達方法や避難誘導方法等を規定したマニュアルを定める。
- ウ 屋外にいる者に対しては、防災行政無線（同報系）の屋外拡声器、サイレン、電光掲示板等により伝達する。
- エ 海水浴場の監視所、釣り場等へ情報収集機器（ラジオ、個別受信機等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）を配備する。

(2) 避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

市は、観光客等、地理不案内の外来者に対しては、海拔・津波浸水予想地域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や避難場所等を示した案内看板等の設置に努める。

第8章 漁港・干拓地・河川周辺の避難対策

1 漁港

漁港に停泊、又は係留中の船舶は、押し寄せる波によって陸上に打ち上げられ、引いてゆく波によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、寄島町漁業協同組合及び船舶管理者との協議を踏まえ、以下の点に留意して漁港における津波避難対策計画を策定することとする。

なお、寄島漁港は、東安倉、中安倉、三郎の3箇所から成る。

- (1) 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (2) 津波が到達するまでに時間が無いと予想される場合、船は放置して避難する。
(船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。)
- (3) プレジャーボート等の海域を航行・係留する船舶の増加を踏まえ、河川の場合には津波の遡上をも考慮し、津波発生時の情報伝達や、船舶を完全に係留した上の避難行動等を定める。とくに、係留されている船舶が漂流・転覆し、さらに橋脚等の構造物を破損させるおそれもあるため、こういった事態を防ぐためにも、船舶管理者の意識啓発等を図るよう努める。
- (4) なお、(1) 及び (2) の措置を講じるに当たり、船舶管理者が車輛で港湾・漁港に駆けつける場合、津波による車輛の漂流等を防止するため、避難対象地域外に駐車する。

2 干拓地

干拓地や埋立地のように地盤が軟弱な低平地では、地震動による液状化や地盤沈下といった地盤災害の発生の可能性に加え、津波による浸水域も広くなる可能性があるため、余裕をもった避難路、避難場所等の設定に配慮する。

3 河川

中小河川や用水路などでは、水門が設置されていない場合や、設置されていても津波発生時に機能が発揮されない場合などが想定される。そのような場合、津波の流入や遡上の可能性があるので、地域の状況に応じた避難対策を徹底する。

第9章 津波対策の教育・啓発

津波発生時に円滑な避難が行われるよう、住民に対して津波の基礎知識や津波に関する心得の普及啓発を図る。このため次の事項を組み合わせながら各地区の実情に応じて教育・啓発活動を実施する。

(1) 普及・啓発

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、自治組織、消防団等）、事業所等において、津波に対する心得の普及・啓発に当たる。

また、市は、強い地震（震度4以上）を感じた場合は、住民が、避難勧告を待たず、自主的に避難の準備をするよう啓発をする。

(2) 自主防災組織の育成

自主防災組織は地域の安全にかかわる部分を担う地域組織であり、津波防災の観点からも結成を促進しなければならない。組織の育成に当たっては、各地区の実情に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を考慮する。

(3) 防災リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、津波防災リーダーとなれるよう人材の育成を図る。

(4) ワークショップの開催

市は、対象となる地区及び自主防災組織、消防団を支援し、市が作成したハザードマップを基に、避難場所、避難路、避難経路、危険箇所などを確認する「ワークショップ」を定期的に実施する。また、児童・生徒へ発達段階に応じた体験学習等を実施し津波知識の高揚を図る。

(5) 観光客等に対する啓発

津波に対する心得や当該地域の津波の危険性、避難場所等を掲載した啓発用チラシを釣具店や海水浴場の駐車場等において配布する。

第10章 津波避難訓練の実施

津波避難対策の問題点の検証と、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した津波避難訓練を実施する訓練参加者には、津波に関する啓発も併せて実施し、訓練終了後には、検討会を実施するなど、訓練内容・方法・問題点等の検証を実施するよう努める。

1 実施訓練の目的、体制

津波発生時の円滑な避難に資するため津波避難訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、地域住民はもとより、漁業関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者等の参加を得ながら、地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

2 訓練の内容

地域の実情を踏まえ、下記の事項について実施する。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 津波予報、津波情報の収集・伝達訓練
- (3) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令・伝達訓練
- (4) 津波避難訓練
- (5) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (6) 海岸保全施設操作訓練
- (7) 津波監視訓練等

参 考

想定地震・津波の概要

1 地震の想定

岡山県では、過去に南海地震、鳥取地震、鳥取県西部地震等において大きな被害を受けてきた。また、岡山県が行った被害想定においては、6つの地震（南海トラフの地震〔東南海・南海地震〕、大原断層の地震、中央構造線の一部による地震、鳥取県西部地震、第2鳥取地震、松江南方地震）が、県北部の一部で震度6強、また、県南部及び中部においても震度5強から5弱の揺れが発生するとされている。

中でも今後30年以内に50～70%の確率で発生するといわれている南海トラフの地震は、岡山県及び浅口市に大きな被害をもたらすと想定されている。

本計画は、南海トラフの地震を想定して作成したものである。

2 南海トラフの地震の被害想定

（1）地震の規模等

岡山県地域防災計画によると、想定マグニチュード8.6、震度は岡山県全体で4から5強の範囲となっている。特に、県南の沖積地盤のうち軟弱地盤の領域である低地、埋立地、干拓地及び3大河川流域で震度5強となっている。また軟弱地盤以外の洪積地盤、沖積地盤の領域でも、県北端までの広範囲で震度5弱となっている。

県南部の埋立地、干拓地や川沿いなど広範囲で液状化の可能性が大である他、県北東部の一部で液状化が発生する可能性がある。

（2）前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも大きく、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きく、強風が吹いている時の方が弱い時よりも延焼の危険性が高いため大きくなる。このように、火災の被害想定に際してはどのような前提条件を設定するかが重要である。今回は従来の二つのケースと新たに阪神・淡路大震災のケースを加え、以下の三つのケースを想定した。

ケース区分	季 節	時間帯	平均風速
ケースA	冬	17～19時	8 m／秒
ケースB	夏	13～16時	3 m／秒
ケースC	冬	5～6時	3 m／秒

ケースAは、火災による被害が非常に大きくなる条件であり、ケースBは、被害が発生しにくい条件であり、ケースCは、家屋倒壊による人的被害が最も大きい条件である。

(3) 人的・物的被害想定結果（県全体）

地震の規模		M=8.6
地震動	最大震度階級	5強
建物被害	木造大破 + 非木造大破	8,819 (0.75%)
	木造中破 + 非木造中破	12,310 (1.04%)
	合 計	21,129 (1.79%)
ケース A	焼失棟数	
	人的被害	死者 821
		負傷者 25,422
		り災者 181,901
ケース B	焼失棟数	
	人的被害	死者 59
		負傷者 4,776
		り災者 13,779
ケース C	焼失棟数	
	人的被害	死者 617
		負傷者 20,134
		り災者 44,086

3 南海トラフの地震の津波予測

津波の高さ及び到達時間

地 点		津波到達時間 (地震発生後)	最大波高 (m)
寄島町	町内第1波到達地点	3時間52分	2.65
	町内最大波高地点	5時間00分	2.66

(中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」資料より)

注1) 津波到達時間

- ・第1津波到達地点：計算開始時点の水位から±30cmの水位の変があった時間。
- ・最大波高地点：最大波高の波が到達するまでの時間。

注2) 最大波高

- ・第1波(±30cm)ではなく、その後に出現する最大波高のこと。

浅 口 市

津 波 避 難 誘 導 計 画
ワークショップ報告書

平成 21 年 3 月

浅 口 市

目 次

1 ワークショップの開催目的	1
1 津波避難誘導計画	1
2 住民の参画	1
2 ワークショップの概要	2
第1回ワークショップ	2
(1) 目的	2
(2) 内容	2
(3) 班分け	2
(4) 各班ごとの意見	3
(5) 考察	7
第2回ワークショップ	8
(1) 目的	8
(2) 内容	8
(3) 班分け	8
(4) 各班の避難経路・一時的な集合場所	9
(5) 各班ごとの意見	12
(4) 考察	14
3 今後の取り組みについて	15
参 考	16
(1) 開催日時・タイムスケジュール	16
(2) 作業・発表の様子	18
(3) 参加者	19
(4) 部屋の構成	21

1 ワークショップの開催目的

1 津波避難誘導計画

岡山県では、過去に南海地震、鳥取地震、鳥取県西部地震等において大きな被害を受けてきた。また、岡山県が行った被害想定においては、6つの地震（南海トラフの地震〔東南海・南海地震〕、大原断層の地震、中央構造線の一部による地震、鳥取県西部地震、第2鳥取地震、松江南方地震）が、県北部の一部で震度6強、また、県南部及び中部においても震度5強から5弱の揺れが発生するとされている。

中でも今後30年以内に50～70%の確率で発生するといわれている南海トラフの地震は、岡山県及び浅口市に大きな被害をもたらすと想定されている。

浅口市津波避難誘導計画は、特に近い将来に発生が予想される南海トラフの地震による津波を想定して、津波被害が生ずるおそれのある地域における津波避難を円滑に実施するために策定するものであり、津波が発生した直後から津波が終息するまでの間、地震による津波のおそれがないことが確認されるまでの間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための方策を示す。

2 住民の参画

津波避難を円滑に実施するためには、市による避難誘導計画の策定及び市職員の訓練だけでは不十分であり、津波が発生した場合に実際に避難する住民が津波時の避難方法について十分理解し、避難時の対応を地区ごとに制度化させておく必要がある。

そこで避難対象地域の住民を対象としてワークショップを開催し、地震・津波の危険を理解するとともに、津波からどのようにして避難するかを考える機会を提供するためワークショップを開催した。

2 ワークショップの概要

ワークショップは 2008 年 12 月 21 日（日）、2009 年 3 月 1 日（日）の 2 回にわたって、ふれあい交流館サンパレア（多目的室）において開催した。ワークショップの概要及び結果を次のとおり報告する。

第 1 回ワークショップ

（1）目的

南海トラフの地震（東南海・南海地震）による津波被害を想定し、地震及び津波発生時において地域住民が注意すべき事項について議論し、理解を深めた。

（2）内容

議事内容としては次の 3 点に絞り、カードを利用して情報を整理することに加え、整理した情報を模造紙に記入した。最後に各班ごとに発表の機会を設けた。

- ① 津波発生時において注意すべきこと
- ② 避難時において注意すべきこと
- ③ 避難場所において注意すべきこと

（3）班分け

作業は、地区の状況及び避難場所の違い等を考慮し、次の 3 班に分けて行った。

第 1 班	東安倉・中安倉・西安倉地区
第 2 班	国頭・早崎・寄島新開・三郎地区
第 3 班	大浦・片本・中新開・青佐地区

(4) 各班ごとの意見

第1班（東安倉・中安倉・西安倉地区）

① 津波発生時の注意事項

情報確認	地震の情報を確認する。 テレビ・ラジオ（携帯ラジオ、車のラジオ）から情報を得る。 情報を聞いて自分の行動を決める。 津波情報の伝達方法を確認する。
連絡体制	家族と連絡をとる。 家族で話し合い、連絡の仕方をあらかじめ決めておく。 独居老人に連絡する。 自分で得た情報を他人に知らせる。 各班ごとの連絡体制を整備する。
人命救助	人命救助を第1に考える。 高齢者を助けに行く体制を考えておく。 隣近所のお年寄りを集めて避難する。
避難路	どこへ逃げたらよいか避難の経路を確認する。 高い所へ逃げる。
火災予防	避難する前に火元を点検する。
日頃からの準備	懐中電灯を準備しておく。 非常食の準備をしておく。 貴重品を適切に管理しておく。 手動式のラジオを枕元に置いておく。 携帯ラジオを準備しておく。 心の準備をしておく。
行動してはいけないこと	海岸へ観察に行くこと。
その他	車を安全な場所に移動する。 一人の行動は避けて集団で行動する。

② 避難時の注意事項

避難路の選択	高い所を通って避難する。 古い家屋の倒壊に気をつけて避難する。 広い道を通って避難所へ行く。
夜間時	懐中電灯を持って逃げる。 街灯を太陽電池にものにしておく。（市への要望として） 夜になると見えづらくなるのでその対策を考える。
その他	心のすきを作らない。 自己判断で行動しない。

③ 避難場所での注意事項

安否確認	近隣の人達の安否確認をする。
災害時要援護者	高齢者を優先して収容する。 高齢者の休める場所を確保する。 若い人は高齢者の世話をする。
食糧等の準備	夜食を準備する。 (常備しておく) 毛布などを確保する。 (常備しておく) 飲料水、食料品の供給体制。
行動	自分勝手な行動はしない。 避難所でのルールを決める。 プライバシーの問題に配慮する。
施設	簡易トイレを設置する。 (行政が実施する)
体調のサポート	市から保健師を派遣してもらう。 (行政が実施する)
情報	きめ細かな情報を提供する。 (行政が実施する)
帰宅	自宅へ帰る時は安全確認をしてから。

第2班（国頭・早崎・寄島新開・三郎地区）

① 津波発生時の注意事項

情報確認	情報をよく確認する。 正しい情報を伝達する。 高齢者への情報伝達を的確に行う。 近隣者への情報伝達を的確に行う。 事前に津波に関する情報を知っておく必要がある。
家族・近隣	家族の安否確認をする。 家族揃って避難所へ避難する。
災害時要援護者	老人、子どもをどのようにして避難させるかを考える。 老人を安全な場所へ誘導する。 老人、子どもが海に行かないようにする。
避難場所	避難場所の位置を確認する。 避難可能な高い場所を確認する。 水等の物資を避難所に持参する。
その他	冷静な対応を心がける。

② 避難時の注意事項

避難路	正確に避難路をたどる。
臨機応変な対応	車に乗っている時は山のほうへ逃げる。 近くの高台に避難する。 近くの山、高台に逃げる。 山のほうに逃げる。（国頭） 避難途中で事故が発生している場合は、指定された避難所へは行かない。（国頭） 干拓地の道路は避難路として使用しない。（三郎） 家にいる場合は家から出ない。（三郎）
移動手段	車を使わずに移動する。

③ 避難場所での注意事項

安否確認	家族の安否を確認する。 近所の人の安否を確認する。
行動	避難所での過ごし方を考える。 リーダーに従う。 避難所ではある程度の我慢が必要。
新たな生活場所	避難所は一次的な避難場所であるから、次に行く場所を確認する。

④ その他

事前の確認事項	避難路、避難所の位置を確認しておく。 高齢者の情報を各地区で確認しておく。
提案事項	避難路の交通整理を行う者を設置する。 津波被害を受けても機能する防災無線を整備する。 避難路、避難所の位置図を公民館などに貼っておく。 家が水没して帰れない者への対応が必要となる。 津波がきた時、停電でも本部からの情報が届く体制を考える。

第3班（大浦・片本・中新開・青佐地区）

① 津波発生時の注意事項

災害時要援護者	一人暮らしの老人の情報、避難方法を確認する。 高齢者の安全を確保するため、地域のネットワークを活用する。（構築しておく） 小学生の子どもがどこにいるか確認する。 (何処に避難するか話し合ってあらかじめ決めておく)
避難方法	歩いて逃げる場合どうしたら良いか。 海辺の方から逃げる時どうしたら良いか。
家族・近隣	家族や近隣住民の安否を確認する。 自分の安全、家族の安全を第一に考える。
情報確認	テレビ、ラジオで津波情報を知る。
状況に応じた対応	屋内にいた場合は一番に窓を開ける。 避難用具の場所を確認する。 家の中にいる時は家族の安否を確認する。 外出している場合は誘導者の指示に従う。 車の中にいた場合はすぐに停車する。
その他	自分がどの程度の速さで逃げができるか把握しておくことが大切。 避難マニュアルがあったら良い。

② 避難時の注意事項

危険箇所	土砂災害の危険がある場所に注意する。 建物が崩壊する危険に注意する。
臨機応変な対応	いざという時はバイパスに出れば逃げられる。 放送をよく聞いて逃げる。 状況に応じて、小学校・中学校の2階へ避難する。

③ 避難場所での注意事項

情報確認	いつ帰れるか確認する。（行政が情報を提供する） 情報体制を確立する。 テレビやラジオを利用して情報を入手する。
家族・近隣	家族、近所の人の安否を確認する。
生活物資の確保	水、食事などを確保する。（行政への要望） 寝具を確保する。（行政への要望） トイレを確保する。（行政への要望）
役割分担	元気な者の役割分担を考える。 救助に行くのか等について考える。 ボランティアの力を借りる。 連絡体制の確立のため、地域のリーダーを決める。

その他	<p>被災者のケアを考える。</p> <p>けが人の収容。</p> <p>まず避難して消防団などが救助に行く。</p> <p>仮設住宅の検討。（行政への要望）</p>
-----	---

(5) 考察

津波発生時の注意事項としては主として次のことが指摘された。「正確な津波情報を入手し、それに基づいて避難を開始する」「避難路、避難場所を確認した上で避難を開始する」「高齢者に関しては地域住民、近隣住民の支援の下で避難する」「家族・近隣者の安否確認を行う」などが挙げられた。

また高齢者に対する支援や、避難路・避難場所の確認などの意見に見られるように、地震・津波発生時において避難を効率的に行うために、平時よりの備えが重要であるということが認識されていると理解できる。（この課題は、第2回目のワークショップのテーマに引き継がれた）

避難中の注意事項としては避難場所に行くために安全な避難路を選択することへの関心が高い。しかし、「近くの山や高台に避難する」といった、市が指定し避難場所へ避難せず、臨機応変な対応を優先させたい旨の意見が多く出された。これは避難場所から距離が離れている地域において多く聞かれた意見であった。今後市として避難場所を整備する際ににおいて、各地域の状況をより詳細に把握するとともに、避難場所及び避難路の住民への周知徹底が必要になると考えられる。またそのために地域社会を含めた地震・津波発生時に對応するための組織体制の構築が必要になる。

最後に避難場所での注意事項に関しては、「家族・近隣者の安否情報の確認」を指摘する参加者が多く見受けられた。また「高齢者への配慮」「健康・体調のサポート」の他、「リーダーの設定」が指摘されるなど、何らかの組織体制を構築し、適切なルールの下で避難場所で過ごすことが求められていると推測される。

第2回ワークショップ

(1) 目的

地震及び津波への対策は、〈自助〉〈共助〉〈公助〉のバランスが整ったなかで進められることが重要である。第2回目のワークショップでは、自主防災組織の設立に向けた意識付けを目的に、津波災害による避難路について、住民の視点から避難経路の設定を行うとともに、一時的に参集できる広場や神社境内などをピックアップし、地図上に記入するなど、前回より一步踏み込んだ避難対策について検討した。

(2) 内容

- ① 地区内避難経路（準避難路）と一時的な避難集合場所の検討
- ② 避難に向けた地域における組織作り

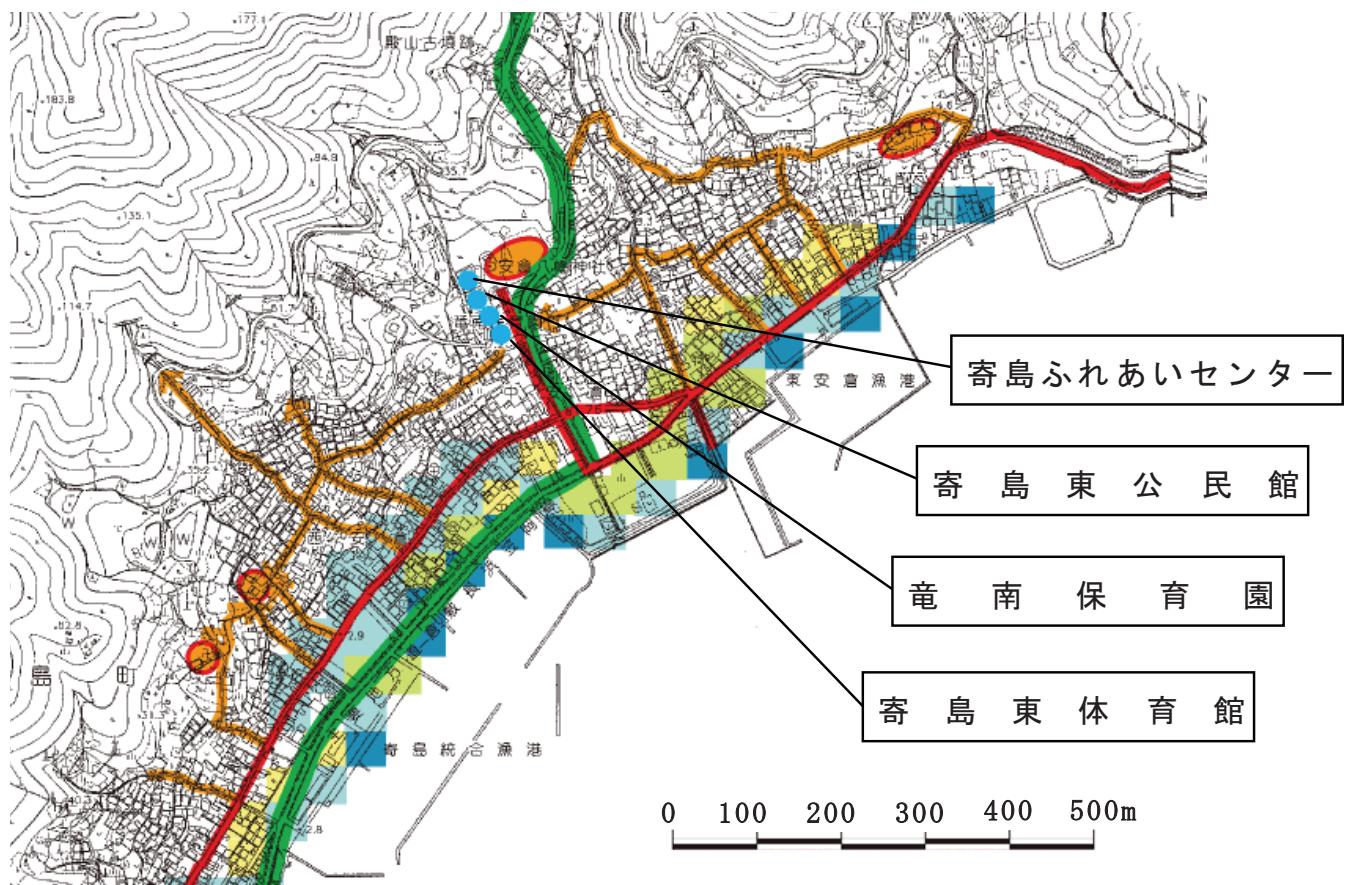
(3) 班分け

作業は前回と同様、地区の状況、避難場所等を考慮し、次の3班体制で行った。

第1班	東安倉・中安倉・西安倉地区
第2班	国頭・早崎・寄島新開・三郎地区
第3班	大浦・片本・中新開・青佐地区

(4) 各班の避難経路・一時的な集合場所

① 第1班（東安倉・中安倉・西安倉地区）



浸水した場合に想定される水深

- 浸水の可能性が僅かにある区域
- 0.5 m 未満の区域
- 0.5~1.0 m 未満の区域
- 1.0~2.0 m 未満の区域
- 2.0~3.0 m 未満の区域

県指定
第2次緊急輸送道路

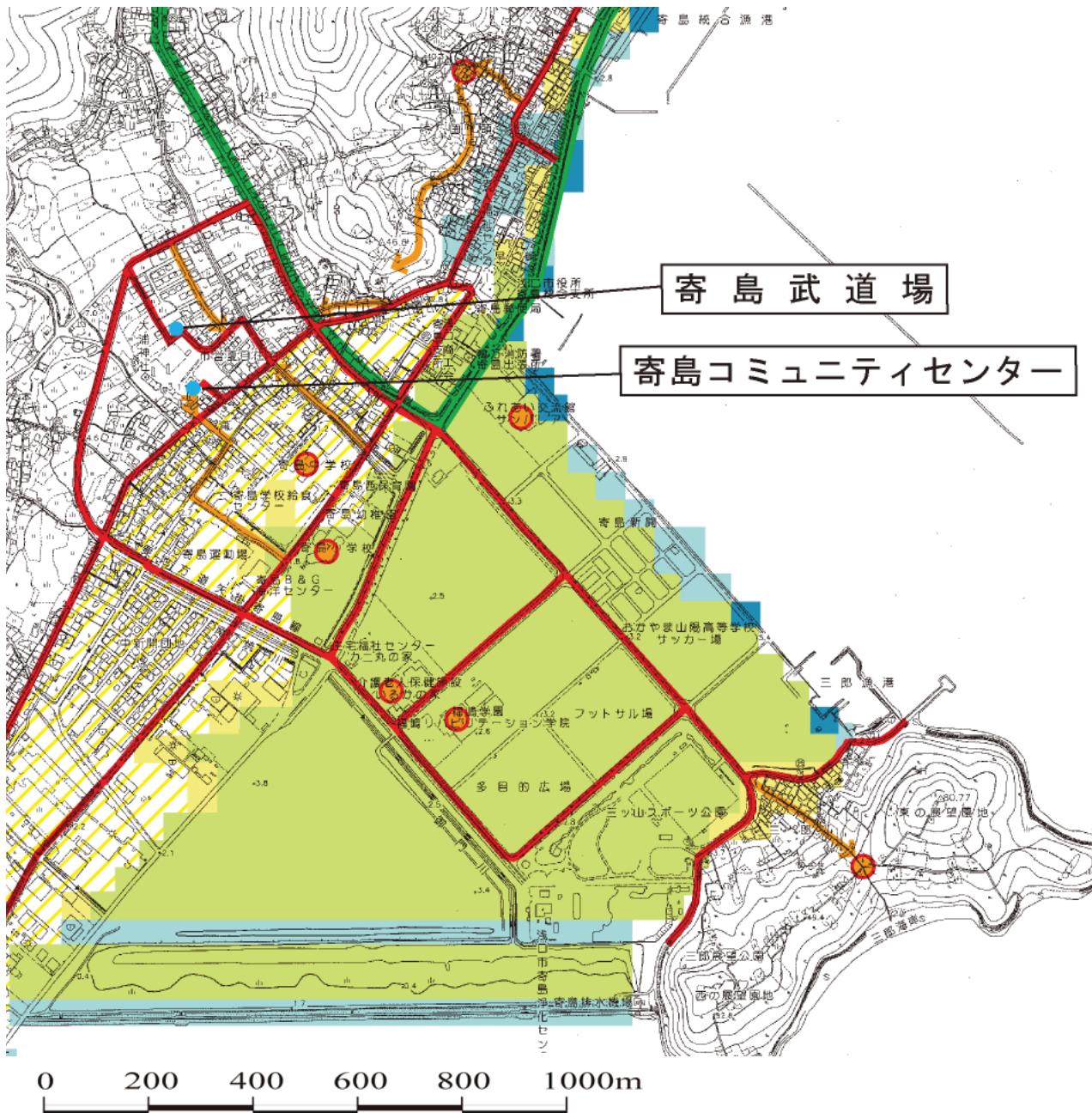
浅口市指定
避難路

● 避難所

— 避難経路

○ 一時的な
避難集合場所

② 第2班（国頭・早崎・寄島新開・三郎地区）



浸水した場合に想定される水深

- 浸水の可能性が僅かにある区域
- 0.5 m 未満の区域
- 0.5~1.0 m 未満の区域
- 1.0~2.0 m 未満の区域
- 2.0~3.0 m 未満の区域

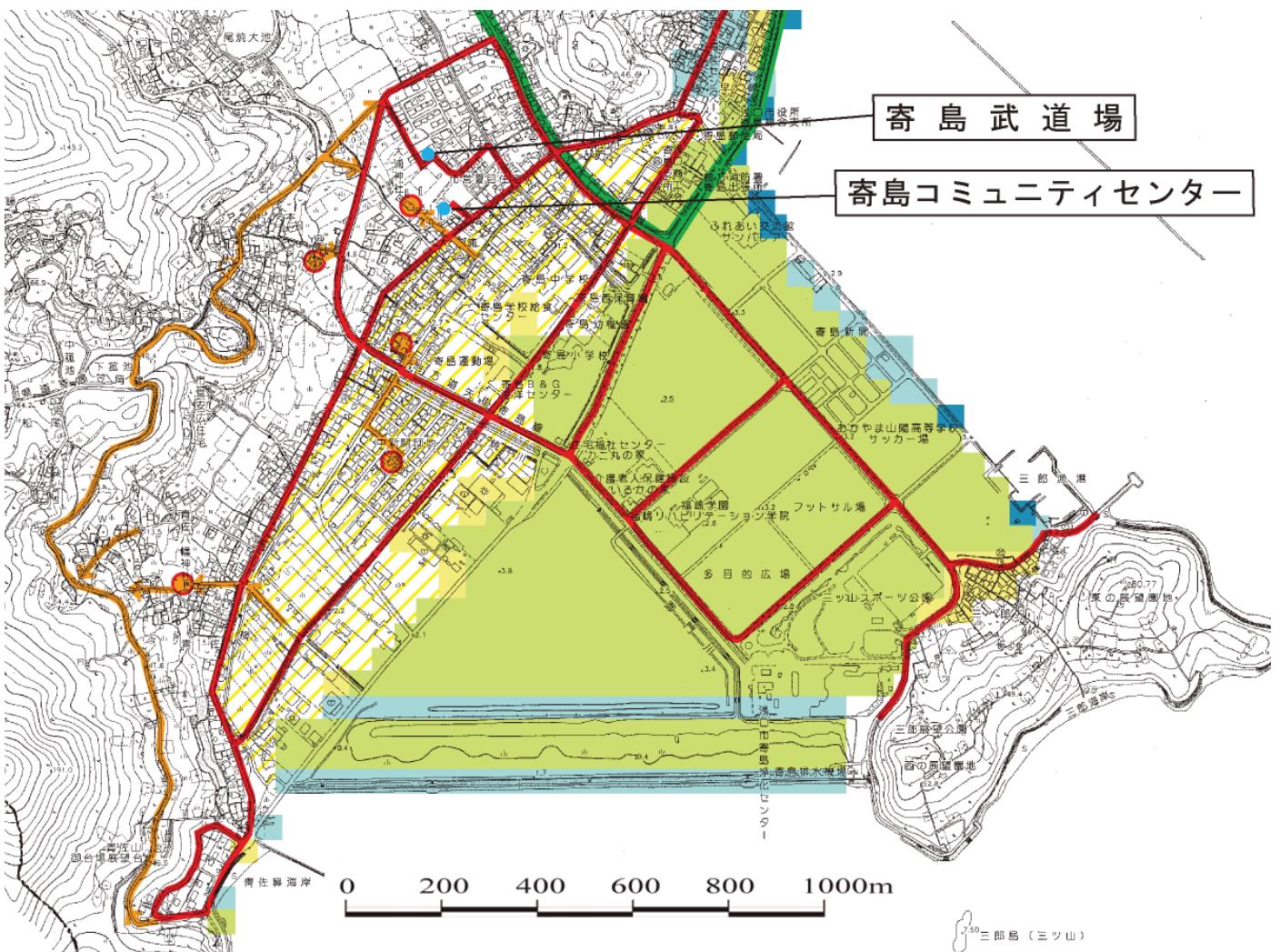
県指定
第2次緊急輸送道路

浅口市指定
避難路

● 避難所

一時的な
避難集合場所

③ 第3班（大浦・片本・中新開・青佐地区）



浸水した場合に想定される水深

- 浸水の可能性が僅かにある区域
 - 0.5 m 未満の区域
 - 0.5~1.0 m 未満の区域
 - 1.0~2.0 m 未満の区域
 - 2.0~3.0 m 未満の区域

県指定
第2次緊急輸送道路

浅口市指定
避難路

避難所

避難経路

一時的な 避難集合場所

(5) 各班ごとの意見

第1班（東安倉・中安倉・西安倉地区）

■ 地域における組織体制

組織体制	責任者を決めて対応できる体制をつくる。 各地域で組織が集まり検討する機会を設ける。 地域ごとの救援体制を構築する。
災害時要援護者	高齢者の状況を確認しておく。 市が高齢者情報の情報を出さないことが問題。 市が情報を出す方法を考えてほしい。
東安倉地区	
組織体制	地区組織のコミュニケーションを図っておくことが重要。 総代会（自治会）が地域の組織として活動している。 総代会を中心に自主防災組織と連携する。 壮年会（50歳以上）があり、壮年会が中心になり活動する。 青年部（30～40歳）がある。
消防	消防団は30歳前後の若者で構成されている。 防災は消防が行っている。
情報収集・集約	民生委員と福祉委員が把握している情報を総代に伝達する。 総代に集まる情報を民生委員と福祉委員へ伝達する。
自助	自分の身は自分で守る
二次的な避難場所の確保	二次的な避難場所を確保するための支援が必要。
その他の不安材料	災害が起こらないことを前提に避難を考えているのではないか。 津波より地震の方が心配だ。
中安倉地区	
組織体制	民生委員を中心に声かけを実施している。 今担当を決められても、地震時に対応できないかもしれない。 1つの地区だけではなく、他の地区と共同の体制をつくる。 組織はこれからつくる予定。
自助	自分のことは自分でやる（自助→共助→公助）。
西安倉地区	
組織体制	2班（男・女）に分けた班体制で世話人会を作っている。 民生委員と福祉委員を中心に2ヶ月に1回集まっている 高齢者をABCに分けて把握している。
臨時避難所の検討	臨時の避難所を検討している。空き家など。
高齢化	西安倉は若い人が少ない。

第2班（国頭・早崎・寄島新開・三郎地区）

■地域における組織体制

国頭地区	
組織体制	責任者は総代が努める。
人員確認	班ごとに作成した人員表がある。（班長が引き継ぎ、年一回更新する）
避難時の誘導	コミュニティ事務局理事が行う。
住民への周知	住民へ地震・津波の情報を的確に伝える。 津波避難に関する看板の設置を行政に依頼する。 避難路や避難所の情報をコミュニティ総会時に周知する。
情報収集	消防防災無線を使用する。
非常用飲食物	地域の店に依頼して準備する（総代が依頼する）
その他	けが人・病人が発生した場合は早崎山越ルートを使用する
市への要望	指定避難所に総括責任者（市の職員）を決めて欲しい 津波避難に関する看板の設置を行政に依頼する。
早崎・寄島新開・三郎地区	
組織体制	津波発生時は民生委員、総代、消防が一箇所に集合するということを、事前に決めておく。
一時的な避難集合場所	・ふれあい交流館サンパレア2階　　・いるかの家2階 ・寄島小学校2階　　・寄島中学校2階　　・近くの山
移動手段としての車	避難所から離れているので車で移動することも念頭に置く必要がある。 小学校のグラウンドを駐車場として利用できないか。
情報の一元化	民生委員関係のルートで災害時要援護者の情報収集。 町内会自治会ルートでの情報収集。 回覧板を利用した情報の提供、広報。 寄り合いの時を利用して、報告、勉強会等をする。
市への要望	津波の高さをゴミステーションに表示する等して、日頃から住民が津波のことを認識できるように工夫する。

第3班（大浦・片本・中新開・青佐地区）

■地域における組織体制

組織体制	班で安否確認を実施する。 組織内の役割分担をしておく。 避難方法の確認をしておく。 地域全体で地震・津波に備える。
情報	地震・津波情報を入手できるような体制を整備しておく。
自助	個人的に地震・津波に備えておく。

(4) 考察

一時的な避難集合場所に関しては、各地域の実情に合わせた意見が出された。第1班では、空家の活用、第2班では避難場所への距離が遠いことから、緊急時においては、2階以上の建物、山への避難が提案された。今後、緊急のため避難場所に避難出来なかった者との連絡体制をどのように構築するかが課題として残された。

地震及び津波に対応する組織体制としては、地域の自治組織である、総代会（自治会）を基盤にするという意見が多く出された。歴史的に総代会が地域社会の基盤となってきたことに加え、日常的なコミュニケーションを通して高齢者などの災害時要援護者を把握しており、今日における総代会の役割は大きいといえる。また民生委員、福祉委員などと情報交換することで、より詳細な地域情報を把握することができるといった意見が出された。

地震・津波発生時における最重要事項の一つとして正確な情報伝達・把握（地震・津波の規模、避難路、避難場所の確認等）の重要性が指摘されている。そのためには、各地域で住民の現状を把握し、災害時における対応が可能な組織体制を構築することが急がれているとの認識が提示された。

但し、既存の総代会（自治会）を基盤として組織体制の整備を進めるか、自主防災組織を新たに設立するかについては各班で意見が分かれた。組織体制作りに関しては、引き続き各地域でワークショップ等をすることを通して、総代会及び自主防災組織のメリット・デメリットについて議論を深め、各地域の状況に応じた組織作りを進める必要があると思われる。

また住民が日常から地震・津波への警戒意識を保持するため、津波の高さや危険を視覚的に示す掲示や、自治会内で定期的な勉強会を実施するなど、災害に対する日常的な取り組みの必要性が認識されている。

その意味では、住民自身が避難経路及び一時的な避難集合場所を設定した行為が、地震・津波被害に対する＜自助＞＜共助＞の意識を高める契機となったといえる。また今後において、＜公助＞とのバランスが取れた地震対策へと発展する可能性が示されたことは、今回のワークショップの成果として評価できると考える。

3 今後の取り組みについて

今回のワークショップを通して、今後の地震・津波対策として、個人が主体となった〈自助〉、地域社会が主体となった〈共助〉の取り組みを進めると共に、行政による〈公助〉とのバランスがとれた地震・津波時の対策を構築することが重要であるとの認識に達した。

具体的に話し合われた内容を参考にし、個人・地域社会・自治体の協力の下で、地域の自主防災組織の設立も念頭に置いた災害時の地域体制作りにつなげ、各地区独自の津波避難マニュアルの作成を検討するなど、より実効性のある対策を講じることを目指す。

特に、災害時要援護者の状況を把握する台帳の作成、地域組織（自主防災組織等）の名簿、地区世帯の台帳等、地区の状況を踏まえた支援体制などを確立するために、以下の事項について留意していくことを提案する。

(1) 各種台帳の整備

自主防災組織の体制づくりに向け、自主防災組織自身の台帳、地域住民の世帯台帳、地域に住む人材の台帳、地域の災害時用援護者の台帳の整備を進める。

① 自主防災組織台帳

組織のメンバーや役員、年間の活動内容等の状況と、地域の中で監視が必要な危険箇所や避難場所、装備品や備蓄などについて概要を記録したもの。毎年、人員や資機材等の更新を反映し、最新の状況にあわせる必要がある。

② 世帯台帳

各世帯の構成員、属性や居場所等について記載された台帳。主に避難場所で世帯の人数や治療時の血液型確認等で利用する。

③ 要介護者台帳

地域内の介護が必要な人等の災害時要援護者を把握するための台帳。避難時の介助や、避難所での対応に配慮が必要となるため、地区の民生委員等の協力を得て作成する。

(2) 地域の協力体制づくり

「自助」、「共助」、「公助」の役割分担について、更なる協議をすすめ、各地区の現状にあった組織作りを進める。

また災害が発生した時、自主防災組織等の地域組織がすぐに効果的な防災活動を実施するための各集落ごとの対応計画づくりを検討する。

計画の策定に当たっては、どのような対策を優先して活動するかについて、具体的な内容を検討する必要があり、土砂が詰まって溢れる側溝、滑りやすくなる道路の箇所、高齢者の居場所等、地域の現状に合わせた対策を検討する。

参考

(1) 開催日時・タイムスケジュール

第1回ワークショップ

開催日時： 2008年12月21日(日) 9:30～11:45

場 所： ふれあい交流館サンパレア 多目的室

【タイムスケジュール】

1 開会の挨拶

2 ワークショップ開始

(1) オリエンテーション (10分)

- ・住民参加のワークショップの趣旨及びワークショップの進め方の説明を行った。

(2) 地震・津波被害についての説明 (30分)

- ・ビデオ視聴 (15分)

津波被害、津波発生のメカニズム、体験談などを見ることで、津波の理解を深めた。

- ・南海トラフの地震に関する説明 (15分)

- ・震度分布
- ・津波の高さ
- ・被害想定結果

(3) 津波発生時における留意事項の確認 (20分)

(4) 避難場所・避難路の確認と避難場所での対応 (25分)

(5) 発表 (15分)

- ・各班ごとに議論した内容を発表した。

(6) 総括 (10分)

3 閉会の挨拶

第2回ワークショップ

開催日時： 2009年3月1日(日) 9:00～11:00
場 所： ふれあい交流館サンパレア 多目的室

【タイムスケジュール】

1 開会の挨拶

2 ワークショップ開始

(1) オリエンテーション及び前回結果のまとめ (10分)

今回のワークショップについて、避難経路、津波避難ビル、避難施設等についての説明を行う。

また、前回ワークショップのまとめに関する資料をもとに、その概要を説明する。

(2) ワークショップでの検討内容

① 地区内避難経路（準避難路）と一時的な避難集合場所の検討 (40分)

② 避難に向けた日頃からの備え

特に地域組織としての備えについて (25分)

(3) 10:20～10:50 (30分) 各班 10分

各班の検討結果の発表

(4) 総括 (5分)

3 閉会の挨拶

(2) 作業・発表の様子



(3) 参加者

ワークショップ参加者名簿（住民）

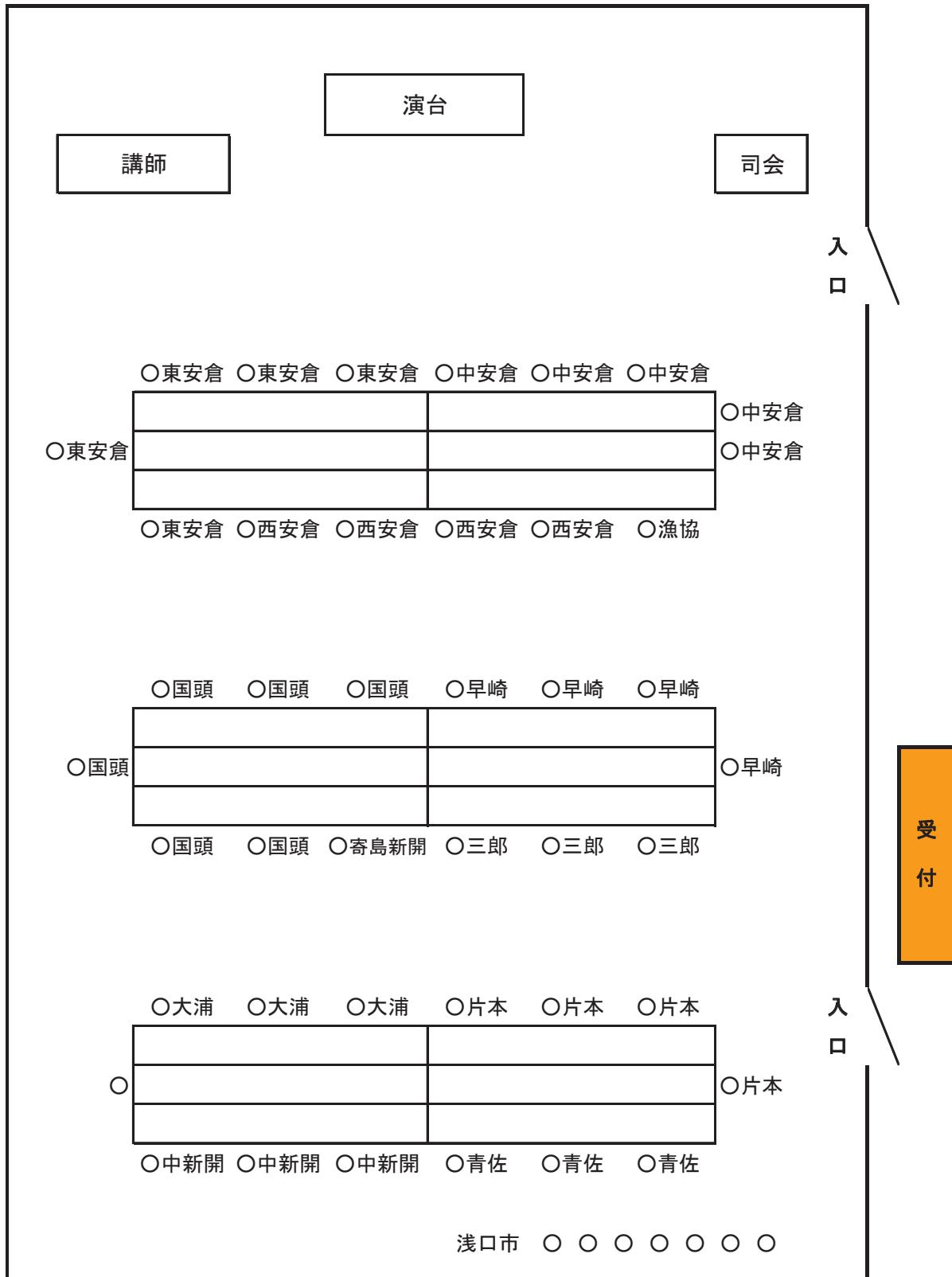
	地区	氏名
地区代表 12名	東安倉	笠原 和彦
	中安倉	岡辺 勝之
	西安倉	片山 一義
	国頭東	三宅 信夫
	国頭西	中濱 富士夫
	早崎	頃末 昭
	大浦	大室 成人
	片本	大室 一
	青佐	大嶋 一光
	三郎	中濱 悅治
	中新開	三宅 弘行
	寄島新開	森本 真人
民生委員 14名	東安倉東	川崎 優子
	東安倉西	笠原 寿
	中安倉東	江原 欣也
	中安倉西	岡辺 洋子
	西安倉東	柏原 秀樹
	西安倉西	亀岡喜美子
	国頭東	笠原 緑
	国頭西	三宅 清貞
	早崎	小川 真廣
	大浦	藤井美津恵
	片本	大室 修子
	青佐	琴屋 淑江
	中新開	藤沢 雅美
	三郎・寄島新開	中濱 悅治
浅口市消防団寄島方面団 20名	方面団長	遠藤 純二
	副団長	齋藤 正志
	副団長	川崎 伸
	分団長	大室 壽
	分団長	頃末 十三
	副分団長	笠原 宏之
	副分団長	大室 善哉
	本部長	中浜 達土
	本部班長	黒川 政治
	本部班長	藤井 喜樹
	東安倉部長	三宅 大樹
	中安倉部長	黒川 秀樹
	西安倉部長	道広 誠
	国頭部長	大西 聖徳
	早崎部長	鼓 英太郎
	大浦部長	赤澤 栄二
	片本部長	大室 正友
	青佐部長	大嶋 幸男
	中新開部長	中浜 淳
	三郎部長	村上 一治
寄島町漁業協同組合組合長		川崎 寛

ワークショップ参加者名簿（浅口市職員）

所 属		役 職	氏 名
企画振興部	総務課	次長兼課長	櫛田 忠
		主任	柚木 章宏
金光総合支所	市民生活課	課長	秋田 誠二
		主任	大橋 由武
寄島総合支所	市民生活課	支所長	鈴木 雅次
		課長	藤井 まさえ
		係長	大島 永太郎
産業建設課		課長	応本 秀文
		分室長	黒川 満孝
教育委員会	寄島分室		

(4) 部屋の構成

会場: 浅口市ふれあい交流館サンパレア 多目的室



寄島地区カルテ

平成21年3月

浅 口 市

津波避難対象地域の概要図



No.	地区名称
①	東安倉
②	中安倉
③	西安倉
④	国頭
⑤	早崎
⑥	大浦
⑦	片本
⑧	中新開
⑨	青佐
⑩	寄島新開 並びに寄島干拓地内
⑪	三郎

地区名	東安倉地区
-----	-------

1. 人口・世帯数 (H. 20. 7. 1 住民基本台帳)							
世帯数	人口	男	女	1世帯あたり人員	うち65歳以上		
					世帯数	人口	男
393世帯	1,029人	482人	547人	2.6人/世帯	268世帯	417人	167人
							250人

2. 避難所					
名 称	所在地	電話番号	屋内収容者数	屋外収容者数	
寄島東体育館	寄島3202番地		396人	100人	
寄島ふれあいセンター	寄島3270番地 1	54-5252	186人	0人	
竜南保育園	寄島3205番地 1	54-2601	206人	0人	
寄島東公民館	寄島3203番地 1	54-5656	209人	1,000人	
計			997人	1,100人	

3. 医療機関				
種別	名 称	所在地	電話番号	備考

4. 水門			
名 称	場 所	仕 様	備 考
大谷川水門	大谷川		
東安倉漁港東水門	東安倉漁港船揚場		
東安倉漁港西水門	東安倉漁港内西	フラップゲート	
新鳴滝水門	鳴滝川	ポンプ設置	
鳴滝水門	川崎商会南	ポンプ設置	

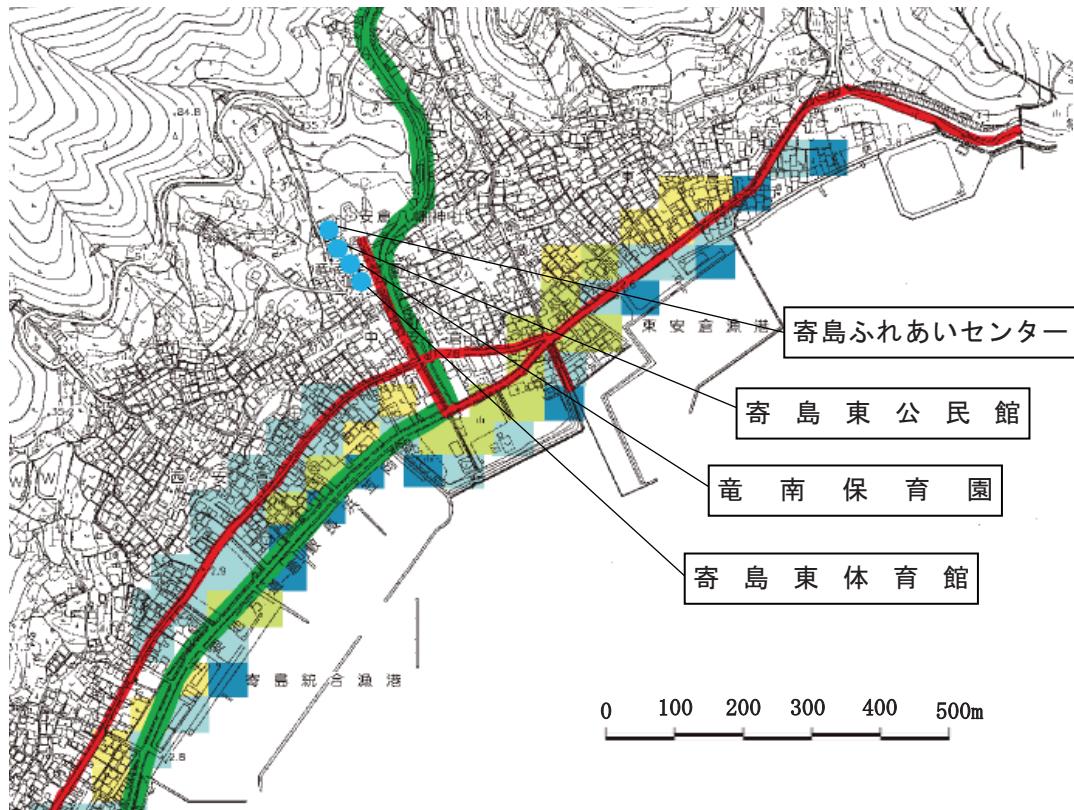


6. 消防団					
分 团 名	団員数	部長	班長	団員	
寄島方面団第7部	21人	1人	4人	16人	

現況・課題	
・地区の一部が浸水する。	
・寄島東体育館・寄島ふれあいセンター・竜南保育園・寄島東公民館に避難する。	
・高齢者が多い。	
(世帯の高齢化率68%、人口の高齢化率は41%)	
・水門が多い。	

地区名 東安倉地区

避 難 路



浸水した場合に想定される水深

- 浸水の可能性が僅かにある区域
- 0.5m未満の区域
- 0.5~1.0m未満の区域
- 1.0~2.0m未満の区域
- 2.0~3.0m未満の区域

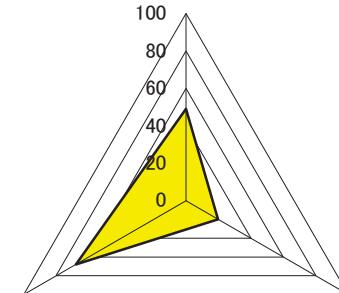
■ 県指定
第2次緊急輸送道路

■ 浅口市指定
避難路

● 避難所

指 標

消防団員1人当たり
の受持ち地区人口



地区人口に対する
避難所収容率

消防団員1人当たり
の受持ち老人人口

※ 他の地区と避難所を共用する場合、
収容人数を地区数で割り計算している。

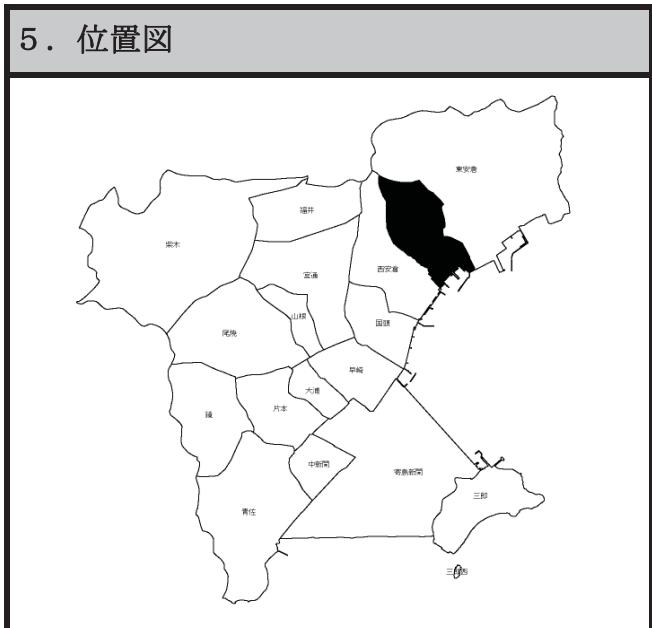
地区名	中安倉地区
-----	-------

1. 人口・世帯数 (H. 20. 7. 1 住民基本台帳)								
世帯数	人口	男	女	1世帯あたり人員	うち65歳以上			
					世帯数	人口	男	女
286世帯	743人	369人	374人	2.6人/世帯	184世帯	265人	117人	148人

2. 避難所					
名 称	所在地	電話番号	屋内収容者数	屋外収容者数	
寄島東体育館	寄島3202番地		396人	100人	
寄島ふれあいセンター	寄島3270番地 1	54-5252	186人	0人	
竜南保育園	寄島3205番地 1	54-2601	206人	0人	
寄島東公民館	寄島3203番地 1	54-5656	209人	1,000人	
計			997人	1,100人	

3. 医療機関				
種別	名 称	所在地	電話番号	備考
	福嶋医院	寄島町3072	54-3177	

4. 水門			
名 称	場 所	仕 様	備 考
中安倉漁港東水門	中安倉旧漁協前		
中安倉漁港中水門	漁八前		
中安倉漁港西水門	漁協給油所前		

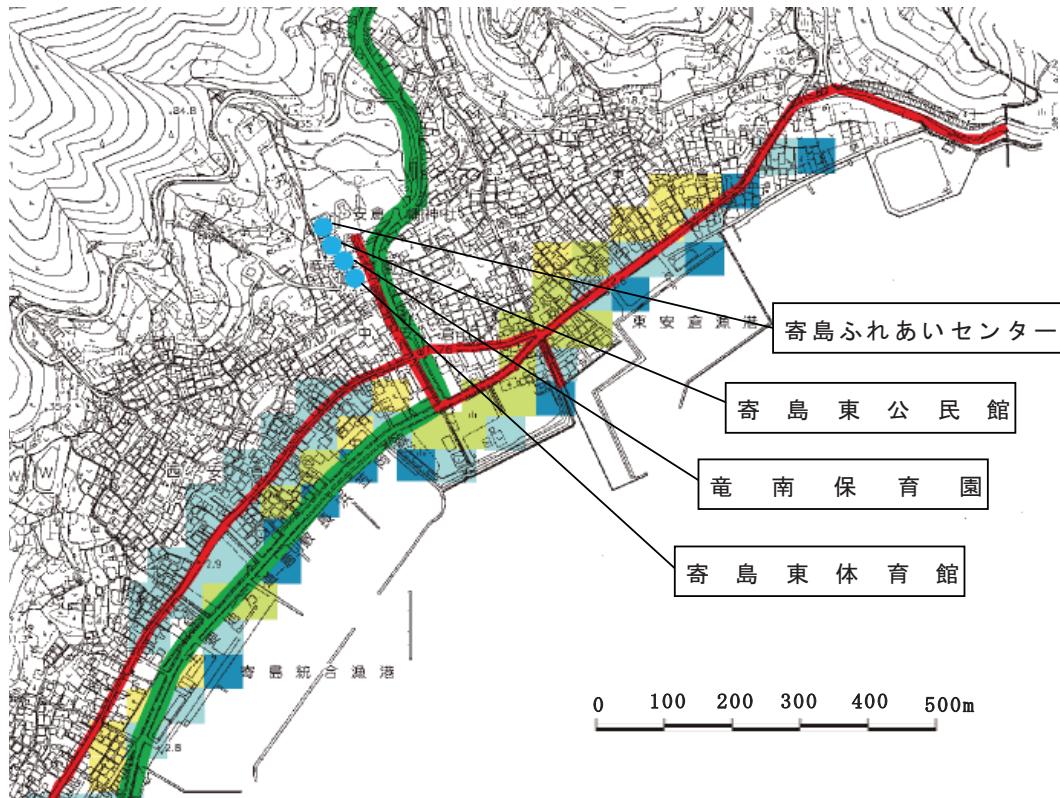


現況・課題				
<ul style="list-style-type: none"> 地区の一部が浸水する。 寄島東体育館・寄島ふれあいセンター・竜南保育園・寄島東公民館に避難する。 高齢者が多い。（世帯の高齢化率69%、人口の高齢化率は36%） 				

地区名

中安倉地区

避 難 路



浸水した場合に想定される水深

- 浸水の可能性が僅かにある区域
- 0.5m未満の区域
- 0.5~1.0m未満の区域
- 1.0~2.0m未満の区域
- 2.0~3.0m未満の区域

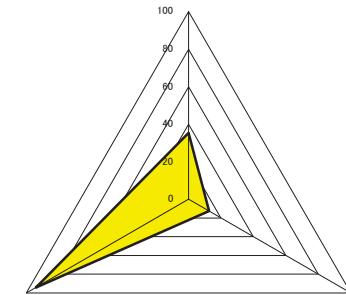
■ 県指定
第2次緊急輸送道路

■ 浅口市指定
避難路

● 避難所

指 標

消防団員1人当たり
の受持ち地区人口



地区人口に対する
避難所収容率

消防団員1人当たり
の受持ち老人人口

※ 他の地区と避難所を共用する場合、
収容人数を地区数で割り計算している。

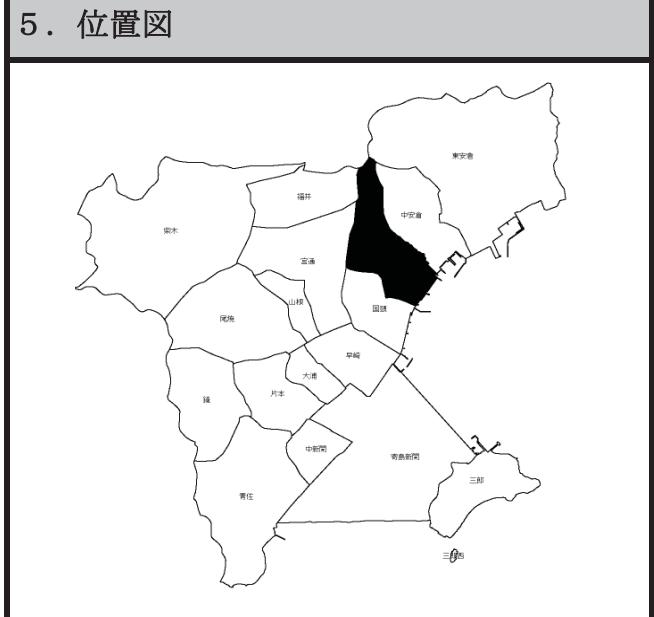
地区名	西安倉地区
-----	-------

1. 人口・世帯数 (H. 20. 7. 1 住民基本台帳)								
世帯数	人口	男	女	1世帯あたり人員	うち65歳以上			
					世帯数	人口	男	女
165世帯	428人	205人	223人	2.6人/世帯	114世帯	160人	61人	99人

2. 避難所					
名 称	所在地	電話番号	屋内収容者数	屋外収容者数	
寄島東体育館	寄島3202番地		396人	100人	
寄島ふれあいセンター	寄島3270番地 1	54-5252	186人	0人	
竜南保育園	寄島3205番地 1	54-2601	206人	0人	
寄島東公民館	寄島3203番地 1	54-5656	209人	1,000人	
計			997人	1,100人	

3. 医療機関				
種別	名 称	所在地	電話番号	備考

4. 水門			
名 称	場 所	仕 様	備 考
川本川水門	西安倉グラウンド西		
西安倉漁港水門	カキ工場前	フラップゲート	

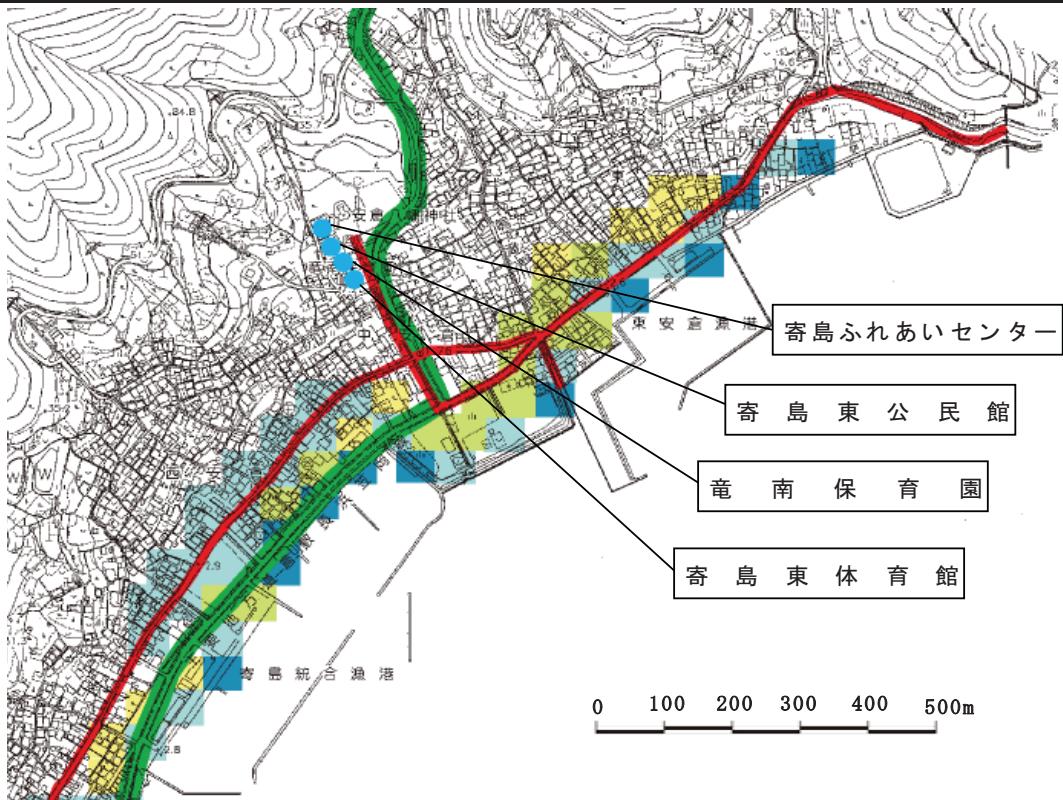


6. 消防団					
分 团 名	団員数	部長	班長	団員	
寄島方面団第5部	21人	1人	5人	15人	

現況・課題	
・地区の一部が浸水する。	
・寄島東体育館・寄島ふれあいセンター・竜南保育園・寄島東公民館に避難する。	
・高齢者が多い。（世帯の高齢化率69%、人口の高齢化率は36%）	

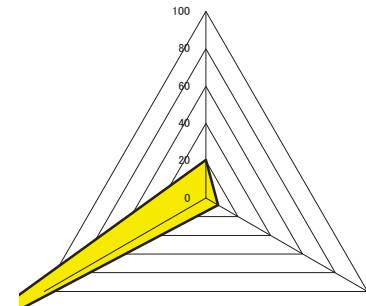
地区名 西安倉地区

避 難 路



指 標

消防団員1人当たりの受持ち地区人口



地区人口に対する避難所収容率

消防団員1人当たりの受持ち老人人口

※ 他の地区と避難所を共用する場合、収容人数を地区数で割り計算している。

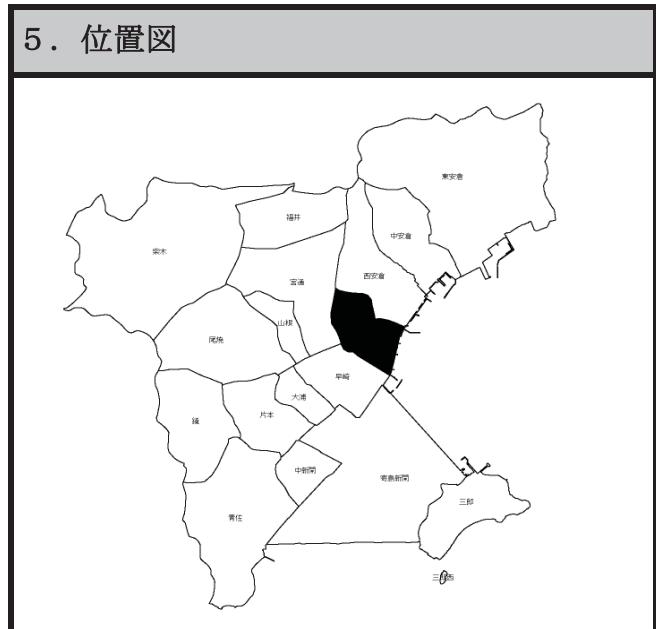
地区名	国頭地区
-----	------

1. 人口・世帯数 (H. 20. 7. 1 住民基本台帳)								
世帯数	人口	男	女	1世帯あたり人員	うち65歳以上			
					世帯数	人口	男	女
222世帯	568人	271人	297人	2.6人/世帯	127世帯	183人	70人	113人

2. 避難所					
名 称	所在地	電話番号	屋内収容者数	屋外収容者数	
寄島武道場	寄島7676番地		415人	1,000人	
寄島コミュニティーセンター	寄島7703番地		54人	300人	
計			469人	1,300人	

3. 医療機関				
種別	名 称	所在地	電話番号	備考

名 称	場 所	仕 様	備 考
国頭東水門	国頭公園		
国頭中水門	国頭遊園地東		
国頭イナ池東水門	村上精工南		
国頭水門	イナ池	ポンプ設置	
国頭西水門	寄島交番西	ポンプ設置	

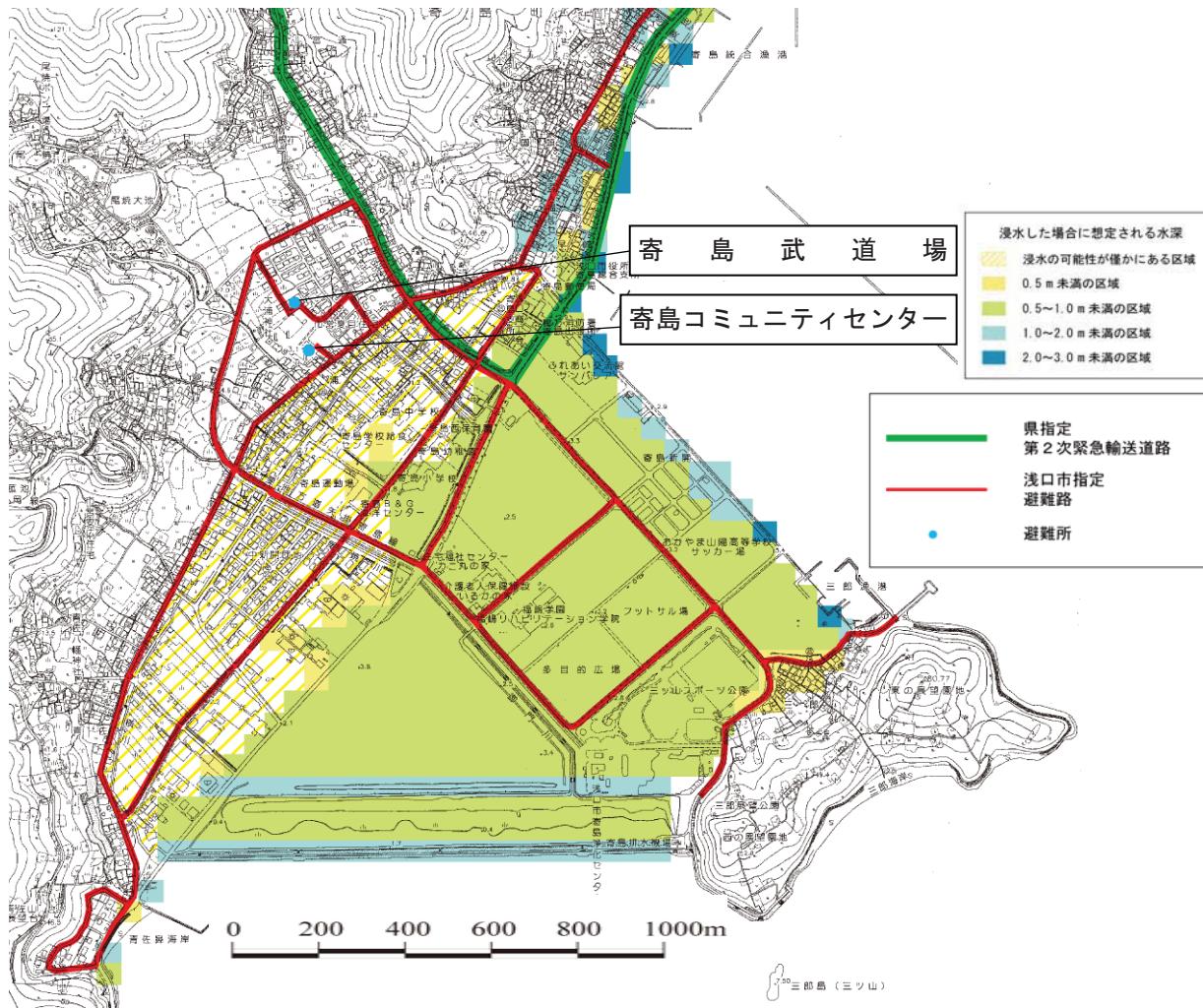


6. 消防団					
分 团 名	団員数	部長	班長	団員	
寄島方面団第4部	21人	1人	5人	15人	

現況・課題
・地区の一部が浸水する。
・寄島武道場・寄島コミュニティセンターに避難する。
・地区の半分が高齢者世帯である。（女性が多い）
・避難場所まで距離があるため、早い時期で避難を開始しなければならない。

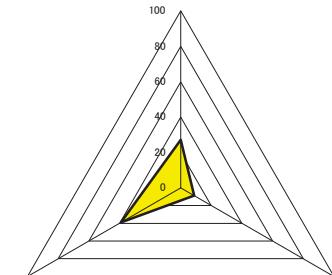
地区名 国頭地区

避 難 路



指 標

消防団員1人当たり
の受持ち地区人口



地区人口に対する
避難所収容率

消防団員1人当たり
の受持ち老人人口

※ 他の地区と避難所を共用する場合、
収容人数を地区数で割り計算している。

地区名 早崎地区

1. 人口・世帯数 (H. 20. 7. 1 住民基本台帳)

世帯数	人口	男	女	1世帯あたり人員	うち65歳以上			
					世帯数	人口	男	女
231世帯	609人	267人	342人	2.6人/世帯	115世帯	166人	63人	103人

2. 避難所

名称	所在地	電話番号	屋内収容者数	屋外収容者数
寄島武道場	寄島7676番地		415人	1,000人
寄島コミュニティーセンター	寄島7703番地		54人	300人
計			469人	1,300人

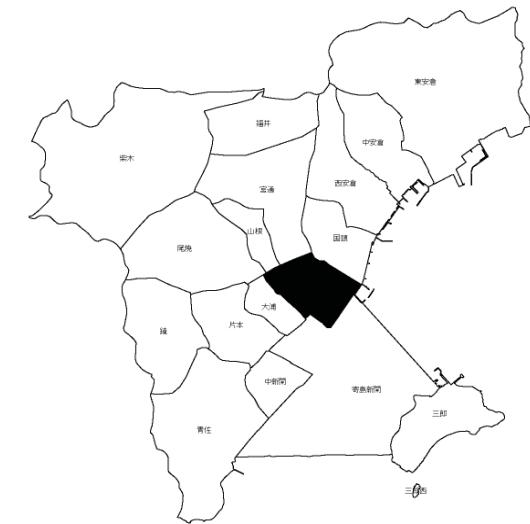
3. 医療機関

種別	名称	所在地	電話番号	備考
	白神医院	寄島町5660	54-2025	
	よりしま中西医院	寄島町7543-11	54-2324	

4. 水門

名称	場所	仕様	備考
早崎水門	早崎川	ポンプ設置	

5. 位置図



6. 消防団

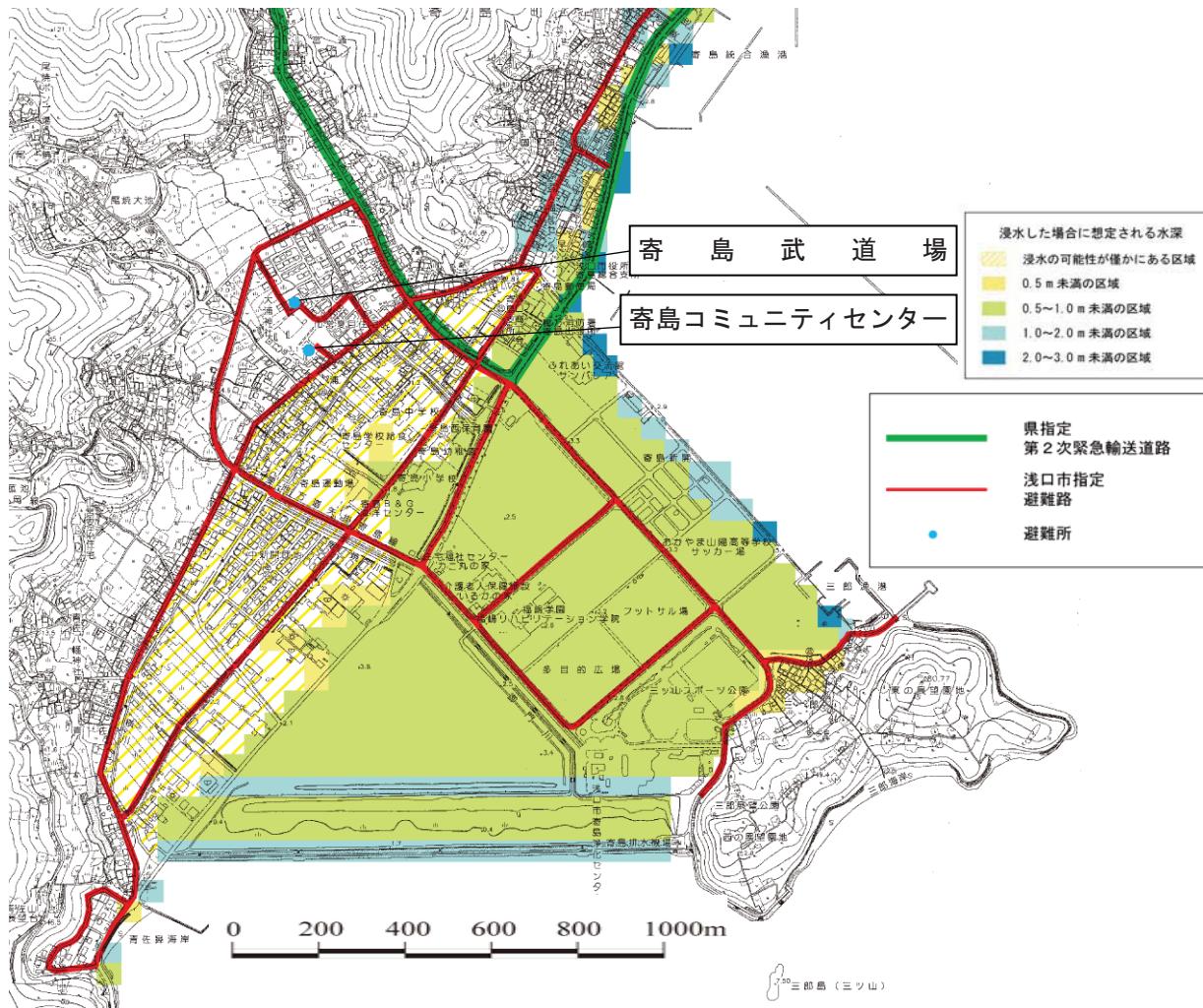
分団名	団員数	部長	班長	団員
寄島方面団第3部	16人	1人	4人	11人

現況・課題

- 地区の一部が浸水する。
- 寄島武道場・寄島コミュニティーセンターに避難する。
- 地区の半分が高齢者世帯である。（女性が多い）

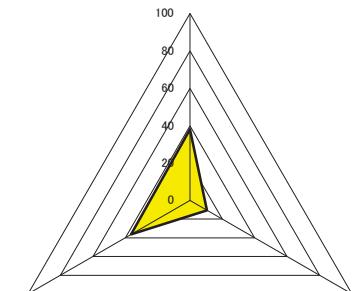
地区名 早崎地区

避 難 路



指 標

消防団員1人当たりの受持ち地区人口



地区人口に対する
避難所収容率

消防団員1人当たりの受持ち老人人口

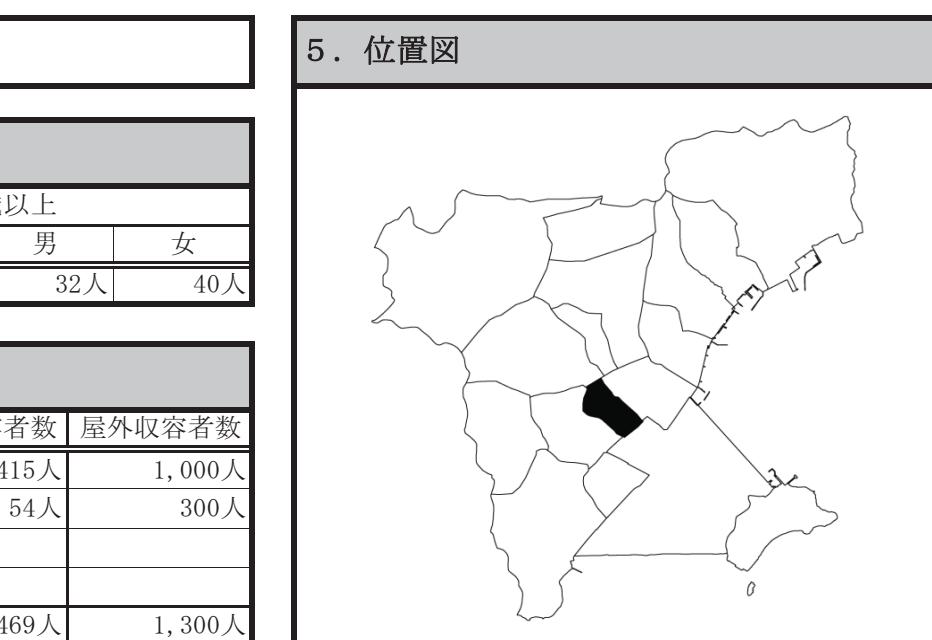
※ 他の地区と避難所を共用する場合、
収容人数を地区数で割り計算している。

地区名	大浦地区
-----	------

1. 人口・世帯数 (H. 20. 7. 1 住民基本台帳)								
世帯数	人口	男	女	1世帯あたり人員	うち65歳以上			
				世帯数	人口	男	女	
72世帯	238人	119人	119人	3.3人/世帯	48世帯	72人	32人	40人

2. 避難所					
名 称	所在地	電話番号	屋内収容者数	屋外収容者数	
寄島武道場	寄島7676番地		415人	1,000人	
寄島コミュニティーセンター	寄島7703番地		54人	300人	
計			469人	1,300人	

3. 医療機関				
種別	名 称	所在地	電話番号	備考



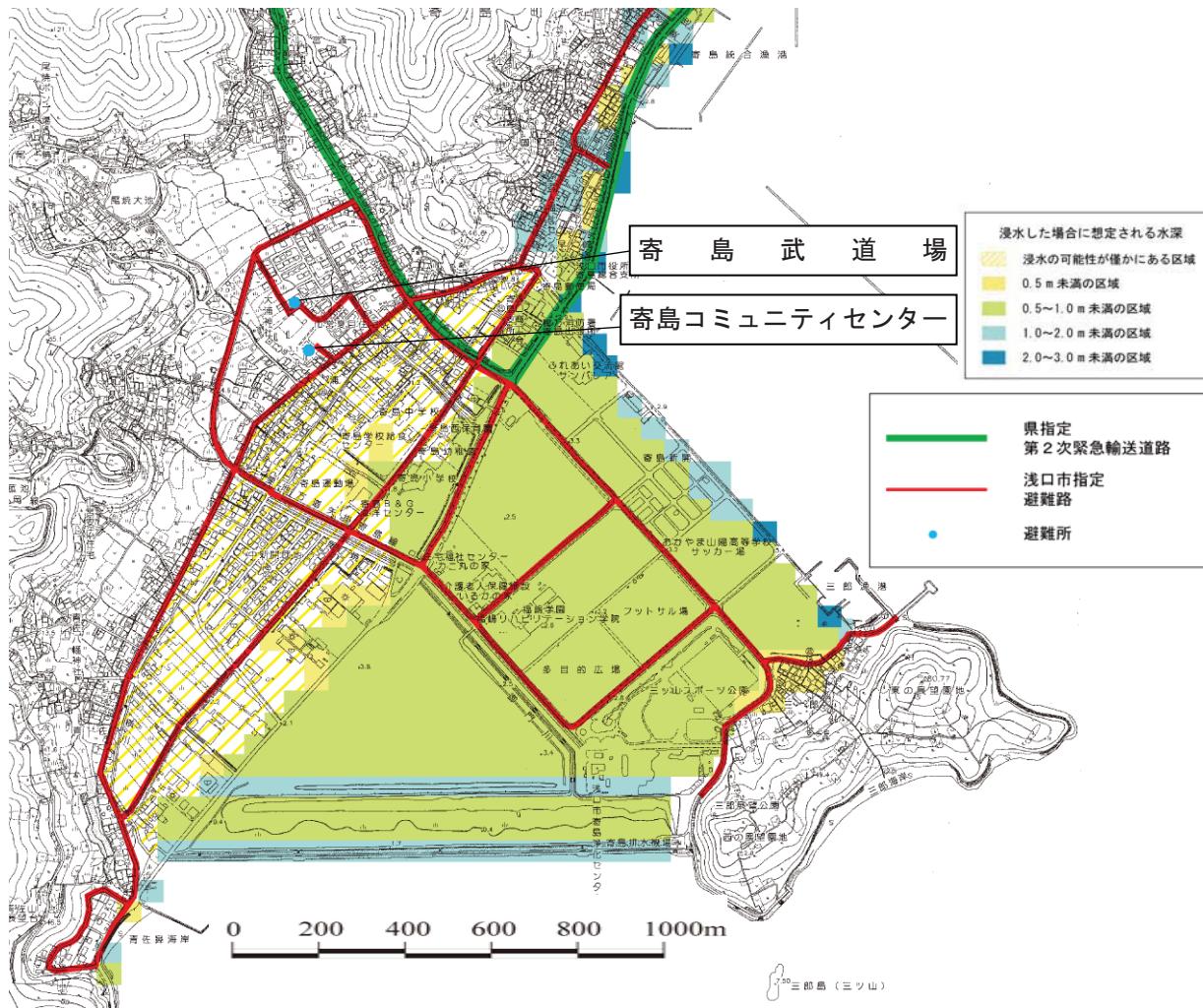
名 称	場 所	仕 様	備 考

6. 消防団					
分 团 名	団員数	部長	班長	団員	
寄島方面団第11部	12人	1人	3人	8人	

現況・課題
・地区の一部が浸水する恐れあり。
・寄島武道場・寄島コミュニティセンターに避難する。
・高齢者世帯が多いので、避難所は近いが早い段階での避難が必要。 (世帯の高齢者率は、66.7%)
【主要施設】 寄島中学校・寄島B&G海洋センター・寄島運動場

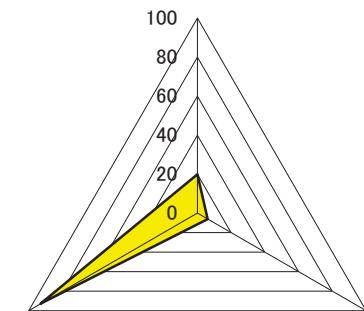
地区名 大浦地区

避 難 路



指 標

消防団員1人当たりの受持ち地区人口



地区人口に対する
避難所収容率

消防団員1人当たり
の受持ち老人人口

※ 他の地区と避難所を共用する場合、
収容人数を地区数で割り計算している。

地区名	片本地区
-----	------

1. 人口・世帯数 (H. 20. 7. 1 住民基本台帳)								
世帯数	人口	男	女	1世帯あたり人員	うち65歳以上			
				世帯数	人口	男	女	
113世帯	320人	154人	166人	2.8人/世帯	79世帯	118人	49人	69人

2. 避難所					
名称	所在地	電話番号	屋内収容者数	屋外収容者数	
寄島武道場	寄島7676番地		415人	1,000人	
寄島コミュニティーセンター	寄島7703番地		54人	300人	
計			469人	1,300人	

3. 医療機関				
種別	名称	所在地	電話番号	備考

名 称	場 所	仕 様	備 考

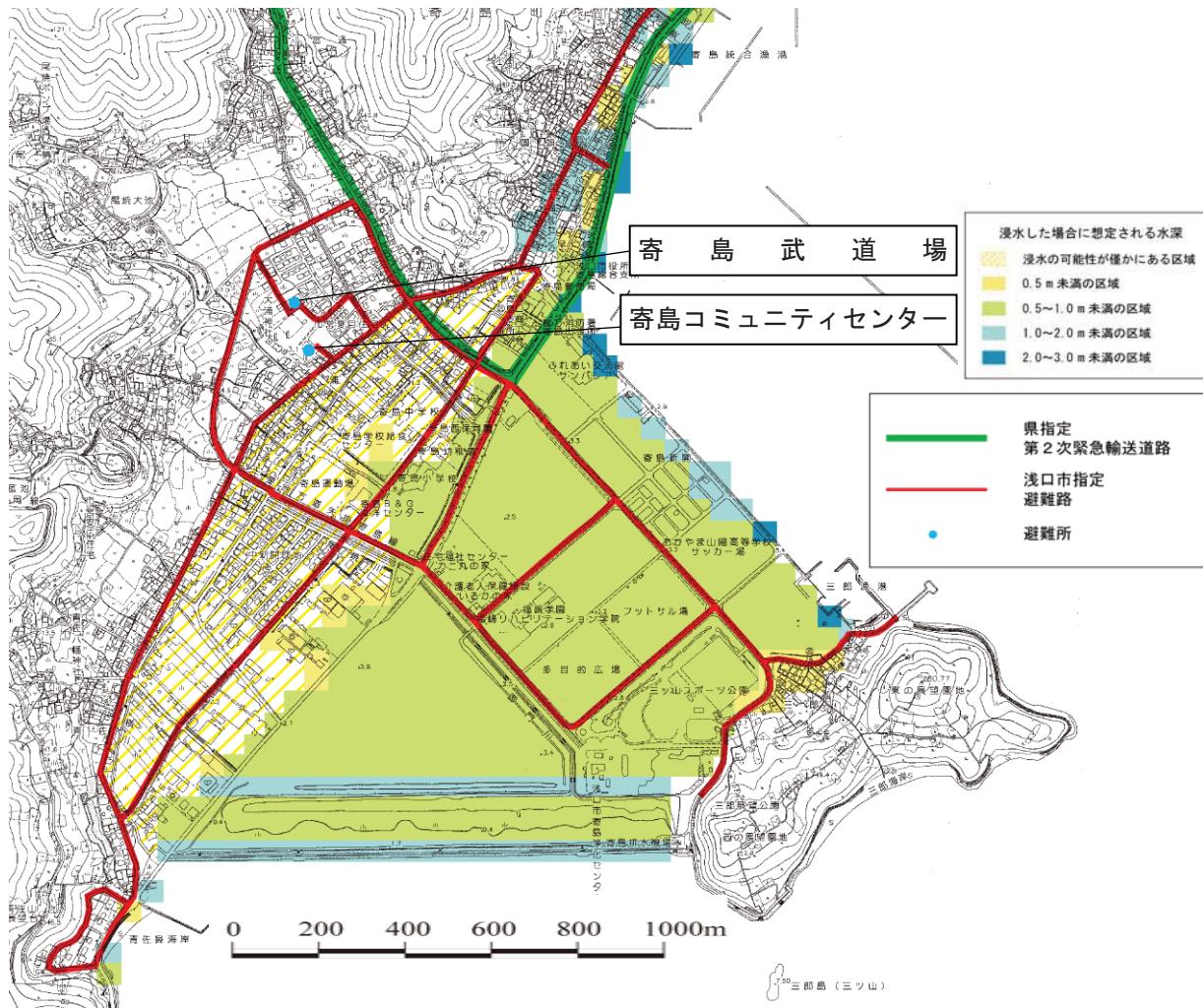


6. 消防団					
分 团 名	団員数	部長	班長	団員	
寄島方面団第8部	16人	1人	4人	11人	

現況・課題
・地区の一部が浸水する恐れあり。
・寄島武道場・寄島コミュニティセンターに避難する。
・高齢者世帯が多いので、避難所は近いが早い段階での避難が必要。 (世帯の高齢者率は、69.9%)

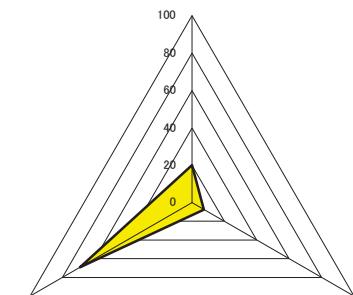
地区名 片本地区

避 難 路



指 標

消防団員1人当たり
の受持ち地区人口



地区人口に対する
避難所収容率

消防団員1人当たり
の受持ち老人人口

※ 他の地区と避難所を共用する場合、
収容人数を地区数で割り計算している。

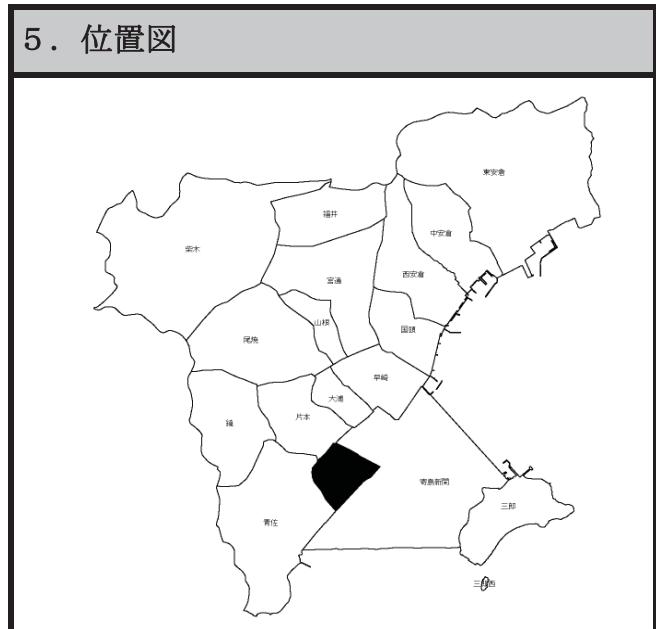
地区名	中新開地区
-----	-------

1. 人口・世帯数 (H. 20. 7. 1 住民基本台帳)								
世帯数	人口	男	女	1世帯あたり人員	うち65歳以上			
					世帯数	人口	男	女
152世帯	416人	187人	229人	2.7人/世帯	39世帯	54人	21人	33人

2. 避難所					
名 称	所在地	電話番号	屋内収容者数	屋外収容者数	
寄島武道場	寄島7676番地		415人	1,000人	
寄島コミュニティーセンター	寄島7703番地		54人	300人	
計			469人	1,300人	

3. 医療機関				
種別	名 称	所在地	電話番号	備考

名 称	場 所	仕 様	備 考

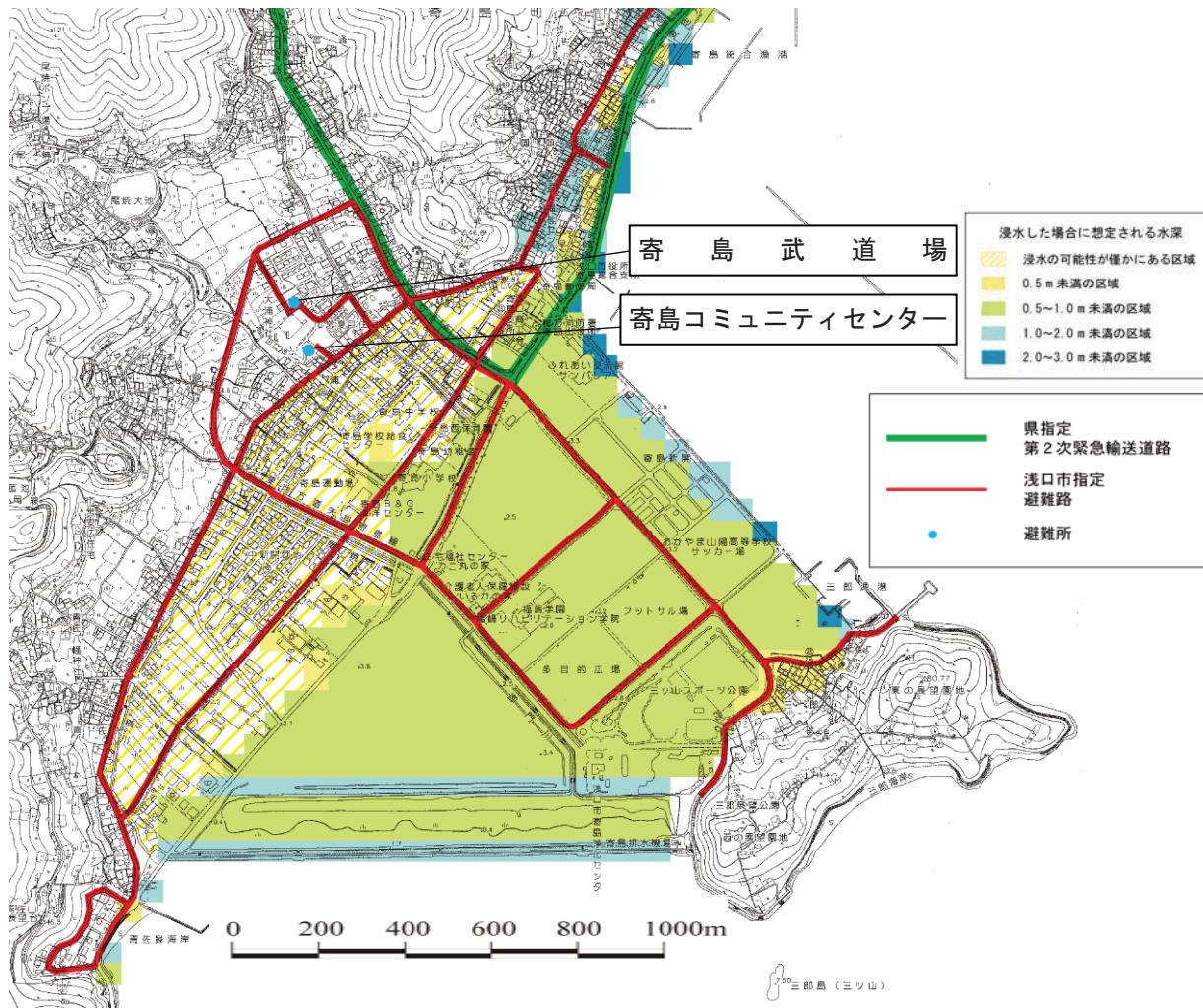


6. 消防団					
分 团 名	団員数	部長	班長	団員	
寄島方面団第16部	12人	1人	3人	8人	

現況・課題
<ul style="list-style-type: none"> 地区全域が浸水する恐れあり。 寄島武道場・寄島コミュニティセンターに避難する。 全域が浸水するおそれがあるため、早い段階での避難が必要。 避難路の周知が必要。

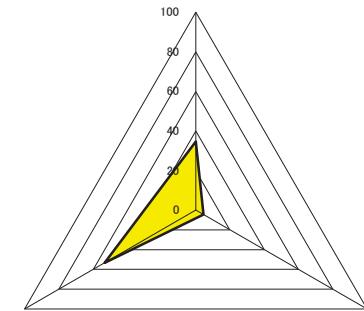
地区名 中新開地区

避 難 路



指 標

消防団員1人当たり
の受持ち地区人口



地区人口に対する
避難所収容率

消防団員1人当たり
の受持ち老年人口

※ 他の地区と避難所を共用する場合、
収容人数を地区数で割り計算している。

地区名 青佐地区

1. 人口・世帯数 (H. 20. 7. 1 住民基本台帳)

世帯数	人口	男	女	1世帯あたり人員	うち65歳以上			
					世帯数	人口	男	女
181世帯	501人	230人	271人	2.8人/世帯	102世帯	124人	44人	80人

2. 避難所

名 称	所在地	電話番号	屋内収容者数	屋外収容者数
寄島武道場	寄島7676番地		415人	1,000人
寄島コミュニティーセンター	寄島7703番地		54人	300人
計			469人	1,300人

3. 医療機関

種別	名 称	所在地	電話番号	備考	分 団
					寄島方面団第9部

4. 水門 現況・課題

5. 位置図



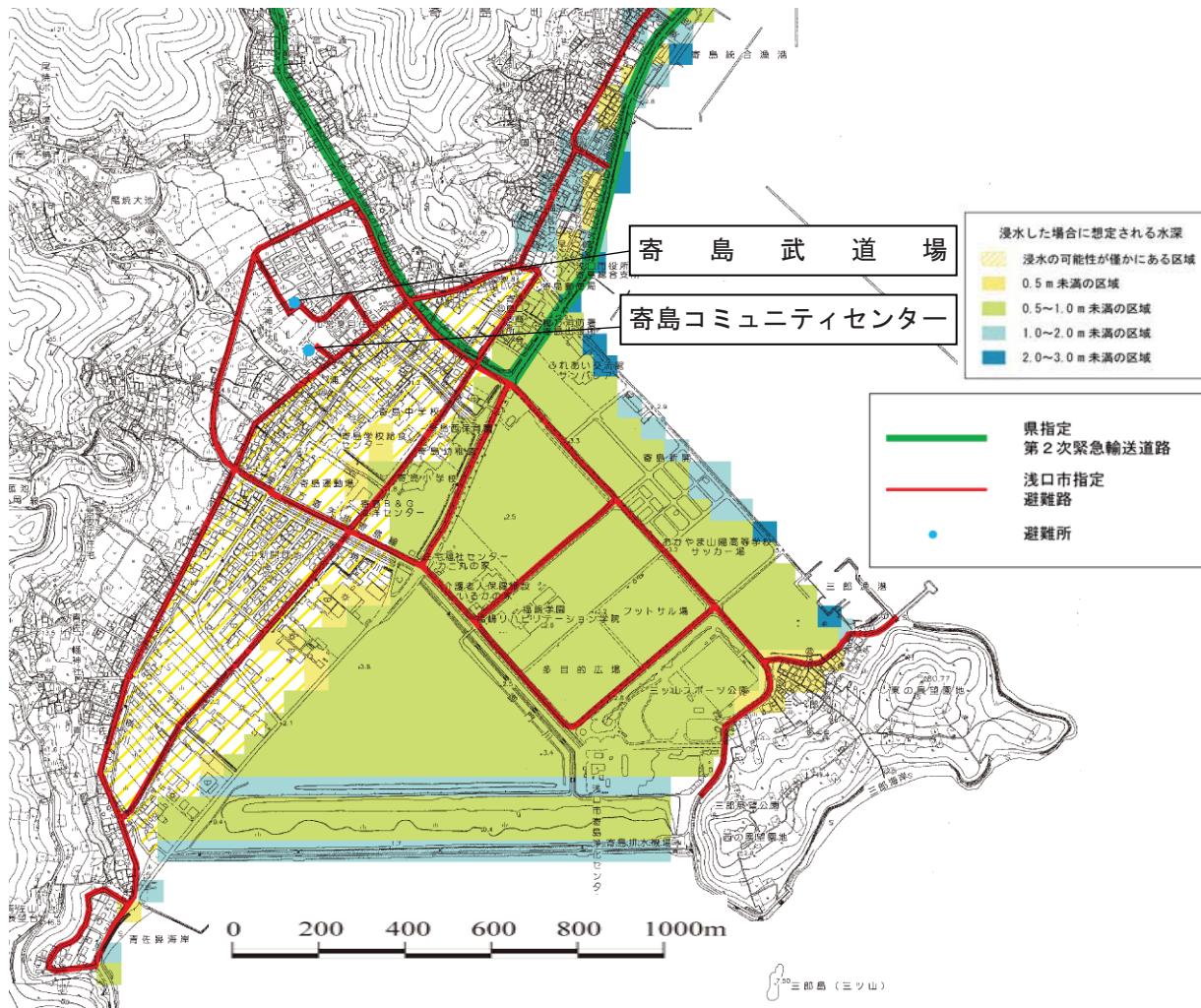
6. 消防団

4. 水門 現況・課題

- ・地区の一部が浸水する。
 - ・寄島武道場・寄島コミュニティセンターに避難する。
 - ・避難場所まで距離があるため、早い時期で避難を開始しなければならない。
 - ・地区の半分以上が高齢者世帯である。（女性が圧倒的に多い）
 - ・避難路の周知が必要である

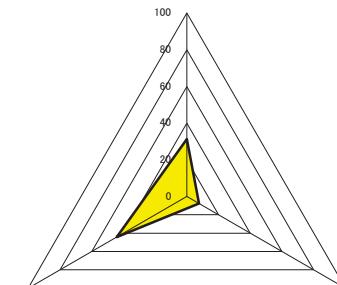
地区名 青佐地区

避 難 路



指 標

消防団員1人当たり
の受持ち地区人口



地区人口に対する
避難所収容率

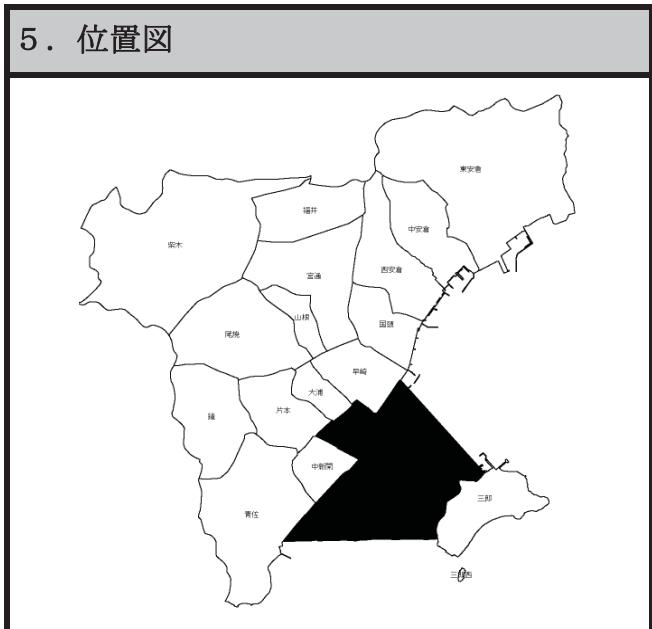
消防団員1人当たり
の受持ち老人人口

※ 他の地区と避難所を共用する場合、
収容人数を地区数で割り計算している。

地区名	寄島新開地区並びに寄島干拓地内
-----	-----------------

1. 人口・世帯数 (H. 20. 7. 1 住民基本台帳)								
世帯数	人口	男	女	1世帯あたり人員	うち65歳以上			
					世帯数	人口	男	女
154世帯	208人	127人	81人	1.4人/世帯	5世帯	6人	2人	4人

2. 避難所					
名称	所在地	電話番号	屋内収容者数	屋外収容者数	
寄島武道場	寄島7676番地		415人	1,000人	
寄島コミュニティーセンター	寄島7703番地		54人	300人	
計			469人	1,300人	



3. 医療機関				
種別	名称	所在地	電話番号	備考

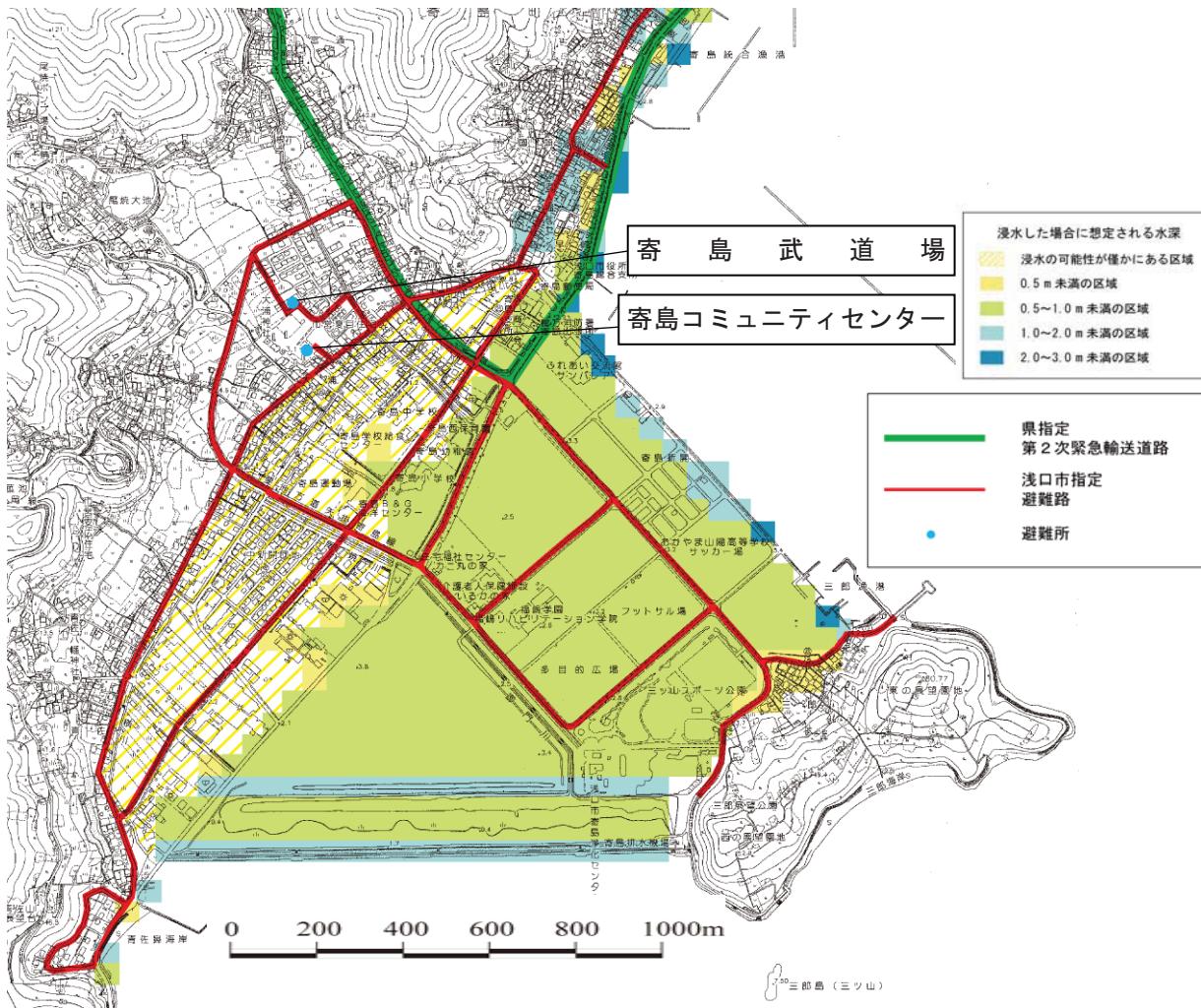
6. 消防団					
分 团 名	団員数	部長	班長	団員	

4. 水門			
名 称	場 所	仕 様	備 考

現況・課題					
・地区全域が浸水する恐れあり。					
・寄島武道場・寄島コミュニティセンターに避難する。					
・避難場所まで距離があるため、早い時期で避難を開始しなければならない。					
【主要施設】 在宅福祉センター「カニ丸の家」・いるかの家リハビリテーションセンター 寄島小学校・寄島幼稚園・寄島西保育園・専門学校福嶋リハビリテーション学院 三ツ山スポーツ公園					

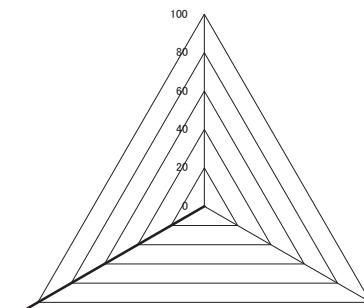
地区名 寄島新開地区並びに寄島干拓地内

避 難 路



指 標

消防団員1人当たり
の受持ち地区人口



地区人口に対する
避難所収容率

消防団員1人当たり
の受持ち老年人口

※ 他の地区と避難所を共用する場合、
収容人数を地区数で割り計算している。

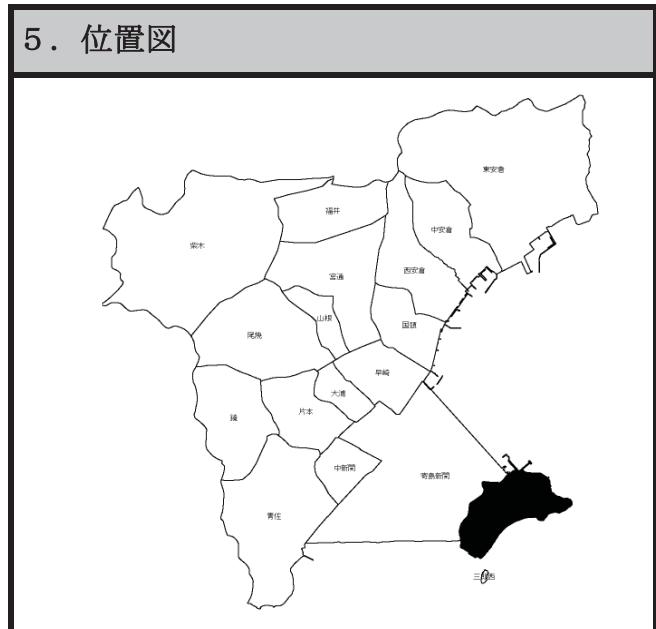
地区名	三郎地区
-----	------

1. 人口・世帯数 (H. 20. 7. 1 住民基本台帳)								
世帯数	人口	男	女	1世帯あたり人員	うち65歳以上			
					世帯数	人口	男	女
56世帯	169人	81人	88人	3.0人/世帯	33世帯	49人	22人	27人

2. 避難所					
名 称	所在地	電話番号	屋内収容者数	屋外収容者数	
寄島武道場	寄島7676番地		415人	1,000人	
寄島コミュニティーセンター	寄島7703番地		54人	300人	
計			469人	1,300人	

3. 医療機関				
種別	名 称	所在地	電話番号	備考

名 称	場 所	仕 様	備 考

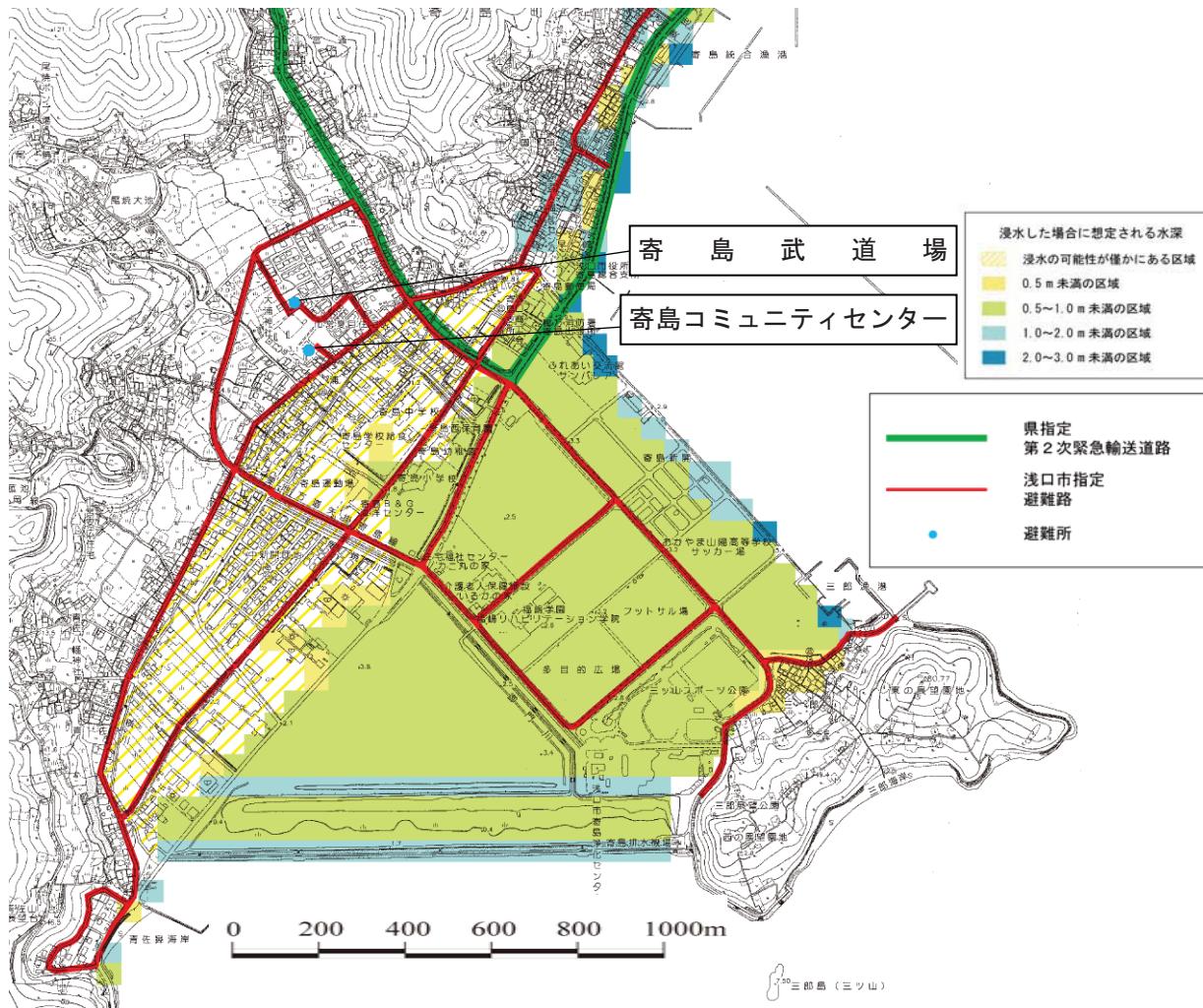


6. 消防団					
分 团 名	団員数	部長	班長	団員	
寄島方面団第14部	12人	1人	5人	6人	

現況・課題
・地区の一部が浸水する。
・寄島武道場・寄島コミュニティセンターに避難する。
・避難場所まで距離があるため、早い時期で避難を開始しなければならない。
・高齢者世帯が多いので、避難場所設置の検討。（世帯の高齢化率59%）

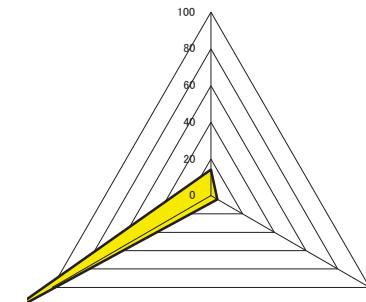
地区名 三郎地区

避 難 路



指 標

消防団員1人当たりの受持ち地区人口



地区人口に対する避難所収容率

消防団員1人当たりの受持ち老人人口

※ 他の地区と避難所を共用する場合、収容人数を地区数で割り計算している。